


凡例

- 一 本書ハ、帝國憲法中、緊要ナル事項ヲ問題トナシ、之ニ答案ヲ附スル
- ニ、表解ヲ以テシ、一項中之ヲ數小項ニ分解シ、尙之ヲ數項乃至十數項ニ分テリ。故ニ、問題ハ、成ルベク其ノ範圍ヲ廣ク取リタレバ、一問中數問乃至十數問アルニ等シ。是皆其ノ系統的ニ分解シタレバナリ。
- ニ 本書ハ、成ルベク簡潔ニ解答センコトヲ欲シタレバ、行文ハ敢テ修飾ヲ加ヘズ。且ツ所々附スルニ  ヲ挿入シタリ。是レ本問ノ補遺也。モ見ルベキモノナリ。
- 三 憲法ハ、國家統治ノ重典ニシテ、臣民ノ權利之ニ依リテ、確保セラレ、民衆ノ意思、之ニ依リテ、議會ニ現出ス。其ノ繫ルトコロ、頗ル廣汎ナ



凡例



リト雖モ、本書ハ、大體ニ於イテ其ノ順序ヲ追ヒテ、之ヲ記述セリ。

明治四十五年六月

著者識

# 細表註解憲法目次

## 第一編 總論

- 一 憲法ノ位置ト解釋……………四
- 二 國家ノ觀念ト國家統治權……………三

## 第二編 各論

- 一 天皇……………三三
- 二 統治ノ主體ト客體……………三五
- 三 皇位繼承……………三七
- 四 天皇ノ不可侵權……………三九
- 五 統治權立法權ノ行使……………四四



六	法律ノ成立ト執行	四七
七	議會ノ開會、解散權	五〇
八	法律ニ代ルベキ勅令	五四
九	行政命令	五六
一〇	軍隊ノ編制權	五八
一一	攝政	六一
一二	臣民	六二
一三	兵役ト納税ノ義務	六五
一四	居住移轉ノ自由	六七
一五	家宅ノ不可侵權	六九
一六	信書ノ秘密	七三
一七	所有權ノ保障	七五

一八	信教ノ自由	八〇
一九	言論集會結社ノ自由	八四
二〇	戰時事變ニ於ケル大權ノ自由	八六
二一	議會ノ概念	九一
二二	議會ノ成立	九四
二三	法律ノ性質	九六
二四	法律案提出及ビ建議ノ權	一〇八
二五	議會開會、閉會、解散、停會	一一三
二六	解散後ノ議會	一一六
二七	議會ノ議事	一一九
二八	國務大臣ト樞密顧問	一二九
二九	司法ノ概念	一四五



( 4 )

三〇	司法權ノ行政	一五六
三一	裁判官々職保障	一六三
三二	豫算	一七四
三三	國庫ト國有財産	一八〇
三四	議定權ノ例外	一八四

(終)

附錄

..... 一七

細表註解  
憲法目次終

細表註解  
帝國憲法

中等教育學會編

第一編 總論

- ( 1 )
- 1、 憲法、我カ國法中、最強ノ效力ヲ有ス。  
如何ナル法律又ハ勅令ヲ以テスルモ之ヲ動カスヘキモノニアラス。
- 2、 憲法ト法令ト形式上、即チ相互變更ノ點ニ於イテ、著シク相異ナルモノナリ。憲法ト法令トハ、形式的效力ヲ異ニス。

總

論



3、  
法ノ行ハル、區域ト異域ヲ異ニス。憲法ハ、日本帝國一般ハ勿論、天皇ノ統治權ノ及フトコロニ行ハレサルハナシ。故ニ在外臣民ニ對シテモ亦行ハル、モノナリ。但シ外國主權者ト、相侵スコトナキヲ限トス。

4、  
時ノ點ニ於イテ、相異ナレハ。憲法ハ、無窮ノ性質ヲ有ス。元ヨリ時勢ノ變遷ニ應シテ、改正スルコトアルハ、之ヲ豫見ス。之ニ反シテ、法令ハ、或ヒハ一時ニ止マルアリ。或ハ條件ノミニ係ルモアルナリ。

5、  
適用ノ裁判所ヲ異ニスルモノニシテ、憲法ニハ、別ニ適用スヘキ裁判所ナシ。法制ハ、司法、行政、領事裁判所又ハ軍法會議等ニテ、之ヲ適用ス。

6、  
解釋ヲ異ニスルモノナリ。憲法ハ、歸着スルトコロ、天皇ノミ解釋スト云フヘシ。樞密院ニテ、憲法ノ意義ヲ解釋スルモ、唯、天皇ノ諮詢ニ奉答スルノミ。之ヲ要スルニ、天皇ノ解釋ナリ。法令ハ、之ヲ適用シ、又ハ之ニ由リテ。執行スル行政官又ハ裁判官ニテ自由ニ之ヲ解釋ス。改正ノ手續ヲ異ニス。憲法ニハ、議案ノ

イ、  
憲法ノ  
位置



(4)

憲法ノ  
位置ト  
解釋

7、

提出、乃至議院ノ議決等、特ニ憲法補則  
及ヒ憲法前文詔勅ニ定ム。之ニ反シテ、  
法律ハ、法律若クハ法律ニ代ル勅令又ハ  
委任命令ニテ、改正スルコトヲ得ヘシ。  
命令ハ、法律又ハ命令ヲ以テ、變更、廢  
止スルコトヲ得ヘシ。

此ノ關係ヲ見ルニ、前者ハ、國際法  
ニ屬シ、後者ハ、國法ニ屬シ、各所  
屬ヲ異ニシ、又對抗ノ力ヲ異ニス。  
條約ハ、國家ト國家トノ間ニノミ效  
アリ。直ニ臣民ヲ拘束セス。憲法ハ、  
國內一般ニ行ハル、ニ止マリ、外國

(5)

憲法  
條約  
關係

8、

ニ對抗シテ主張スベカラス。今假ニ  
天皇ノ締結權ヲ以テ、或ル國ト約ス  
ルニ其ノ國ノ國教ヲ以テ、我カ國教  
トスルコトヲ以テセハ如何。憲法第  
二十八條ニハ、信教ノ自由ヲ保證ス  
ルニ拘ハラス。而モ内國ニ對シテハ  
憲法ノ存スルヲ如何セン。故ニ憲法  
第二十八條ヲ以テ、之ヲ主張セント  
スルモ、條約ノ存スルヲ如何セン。  
若シ此ノ場合ニシテ、右ノ條約ヲ國  
内ニ公布スルトキハ、或ヒハ條約命  
令トナルヘキモ、尙ホ憲法違反ニシ



テ、無効ナルヘシ。故ニ歸スル所、  
 條約ト憲法トハ、相對シテ讓ルトコ  
 ロナシト云フヘシ。憲法ヲ守ルトキ  
 ハ、條約違反ヲ免レス、條約ニ從ヘ  
 ハ、憲法違背ハ、免ルヘカラス。之  
 ヲ要スルニ二者ハ、各々其ノ立ツ所  
 ヲ異ニスルモノニシテ、相侵スコト  
 能ハス。從ツテ效力ノ異同強弱ヲ論  
 スヘカラス。

公正解釋タルト、學理解釋タルトヲ問ハス、文  
 字ニ由リテ、之ヲ解釋スルト、論理又ハ精神解  
 釋ヲナスノ二ツヲ要ス。此ノ二者ハ相待テ爲サ

口、解釋

ザレバ、偏重ノ結果、唯、文字ニノミ拘泥シテ、  
 法文全體ノ意義ヲ沒却スルコトアリ。憲法ヲ解  
 スルニハ、他ノ法律命令ト異ナリテ、文字簡ニ  
 シテ、意義ノ深遠ナルコト多キヲ以テ、自カラ  
 解釋ノ材料モ之ヲ諸般ノ淵源ニ求メサルヘカラ  
 ス。若シ其ノ著シキ材料ヲ示ストキハ、憲法ノ  
 前文詔勅、憲法制定ニ與リタルモノ、著作、憲  
 法討議ノ議事筆記、我カ國固有ノ歴史、制度ノ  
 淵源ヲ外國ニ發シタルモノ、如キハ、其ノ制度  
 及ヒ憲法史、并ニ政治史等ヲ重ナルモノトス。  
 憲法第四條ニ、天皇ハ、國ノ元首ニシテ、云々  
 ト云フハ、國家活動ノ中心ハ、一ニ天皇ニアル



イ、國家

コトヲ示スモノニシテ、國家ノ意思ハ、即チ天皇ニ由リテ、決定發表セラル、モノナルヲ以テ、天皇ナケレハ、國家ハ成立セス。國家ノ觀念ヲ成立スルニハ、必ス天皇ヲ以テ、主トス。故ニ天皇ヲ以テ元首ナリト云フハ、別ニ規定スルヲ要セサレトモ、唯、天皇ノ性質ヲ示スノミ。

統治ト云フハ、國家主權ノ命令、禁制ニ對シテ、服從遵由スルノ状態ヲ云フモノニシテ、絕對ノ服從ト、絕對ノ命令禁制ノ關係ヲ有スルモノナリ。故ニ統治ノ存スルトコロニハ、臣民ハ、其

1、統治ノ法令ニ依リ、唯、服從ノ範圍ヲ知ルノミ。法令ノ變更ハ、其ノ範圍限界ノ移動ニシテ、依然服從ノ義務ヲ存ス。是レ絕對的服從ノ性質アル所以ニシテ又絕對的命令權力ノ存スル所以ナリ。

統治權ノ主體ニシ、テ憲法第四條ニハ、之ヲ明ラカニセリ。天皇ハ統治權ヲ綜攬スル主權者ナリ。即チ其ノ權力ノ主體中心點ナルヲ意味ス。故ニ天皇ハ、絕對的



統治ノ關係

ニ命令禁制スルノ權アリト云フヘシ。領土及ヒ臣民ナリ。然レトモ臣民ノ客體タルコトハ、固ヨリ爭フヘカラスト雖モ、領土ハ、果シテ客體タルヤ否ヤハ、頗ル議論ノ存スルトコロナリ。領土ヲ以テ、客體ナリトスルハ、奇異ナルカ如キモ、其ノ領土ニ來住スルハ、何ノ國民タルヲ問ハス、船舶ナルト、

統治ノ關係ノ主體

人ナルトヲ選ハス、等シク統治權ノ下ニ服従スヘキモノニシテ、其ノ領土ハ上ニアル國ハ、外國人モ、支配ヲ受クヘシ。故ニ領土ハ、服従ノ地理的限界ヲ示ス目標ニシテ、客體ト云フモ亦不可ナシ。要ハ、土地其ノ物ヲ見ズシテ、其ノ上ニ來住スル人ヲ主トシテ見ントスルナリ。而モ土地ヲ離レテ想像スヘカラス。其ノ本

2、統治ノ關係



二、國家ノ  
觀念ト  
國家統  
治權

帝國憲法

ツクトコロハ、領土ニア  
リ。故ニ領土ヲ以テ、統治  
ノ客體ト云フハ、臣民ヲ以  
テ、客體トナストハ其ノ趣  
ノ一ナラサルモノト知ルヘ  
シ。

統治ノ主體客體ノ存スルト  
キハ、別ニ機關ヲ要セサル  
カ如キモ、統治ノ作用ハ、  
其ノ表ハル、方面一ニシテ  
足ラス、又其ノ境域ノ洪大  
ナルモノナルヲ以テ、命令

2、統治  
ノ關係

禁制ヲ發表シ、之ヲ執行ス  
ルニハ、天皇一人ニテ爲ス  
ベカラス。是レ機關ノ設備  
ヲ要スル所以ナリ。故ニ機  
關ト云ヘハ、必スヤ、其ノ  
後ニ意思ノ存スルコトヲ豫  
見ス。其ノ意思ハ、即チ統  
治ノ主體ニシテ其ノ主體ノ  
意ヲ承ケ、之ヲ發表執行ス  
ルヲ以テ、機關ノ本分トス。  
故ニ機關ニハ、權限アルノ  
ミ、權力ノ本體存スルニア

論



ラス。臣民及ヒ領土等ノ客體ハ、其ノ正當ナル機關ヨリ表ハル、意思ニ服從セサルヘカラス。是レ機關ニ從フニアラス。統治權ニ從フモノナリ。

憲法上ノ機關ニ五種アリ。帝國議會、國務大臣及ヒ樞密顧問、裁判所、會計検査院ヲ云フ。



猶ホ作用ト云フガ如シ。統治機關ノ相異ナルニ從ヒ、統治權ノ外部ニ發表行

使セラル、狀態ヲ同シウセス。其ノ方面ノ相異ナルニ從ヒ、獨立セル作用權ノ存スルト云フニアラス、唯圓滿ナル統治權ノ表ハル、形式ヲ異ニスルノミ。

1、意義

是ハ、主トシテ憲法第一章ニ規定セル事項ノ處理ニシテ、天皇親裁ノ政務ナリ。茲ニ法律ノ裁可、發布、勅令ノ發布、我嚴ノ宣告、官制ノ制定、官吏ノ任命等ハ、一ニ大權ノ行動ヲ待ツモノ



大權  
ノ行  
使

ナリ。是等ハ、天皇親裁ノ  
政務トスルコト、憲法ノ精  
神ナリ。然レトモ、國家ノ  
活動ハ、動モスレハ天皇ノ  
委任ニ由テ、之ヲ行政官府  
ニ爲サシムルコトナシトセ  
ス。而モ尙ホ大權ノ行動ト  
云フヲ妨クルナシ。何トナ  
レハ、憲法上ハ、親裁ノ政  
務トシテ、規定セラレ、別  
ニ其ノ處理ノ方法ヲ示サ、  
レハ、天皇ハ自由ニ其ノ欲

統治  
ノ機  
能

ストコロニ從ツテ、方法ヲ  
定ムルコトヲ得レハナリ。  
立法トハ、法律ヲ制定スル  
國家行爲ヲ云フ。法律ノ制  
定トハ、成文法ノ成立ヲ意  
味ス。是ハ、天皇ノ法律案  
ヲ裁可スルニ由リテ、成ル  
モノニシテ、議會ノ法律案  
ヲ議定シ、且ツ協賛スルハ、  
唯立法上ノ手續タルニ留マ  
ル。況ンヤ法律案ノ提出ノ  
如キハ、最初ノ順序ナルノ



ろ、立法

ミ。故ニ法律トシテ効力ヲ有スルニハ天皇ニ於イテ、法律案ヲ裁可シ、國務大臣之ニ副署シ、公布スルニ於テ、始メテ勢力ヲ有ス。凡ソ法律ハ、議會ノ協賛ヲ經ザルベカラズ。協賛ナキノ法律ハ、存在スベカラズ。是レ憲法上、法律制定ノ法則ニシテ、大權トイヘドモ、之ヲ動かスベカラザレバナリ。大權ハ唯、議會ノ協賛

2、大別

は、命令

ヲ得タル法律案ノ内ヨリ法律ヲ制スルヲ得ベク、其ノ以外ニ法律ヲ制スルノ權ナキモノトス。法律ト異ナリテ、議會ノ協賛ヲ經ルコトヲ要セズ、或ヒハ天皇ノ親カラ發スルアリ、或ヒハ行政官府ヲシテ發セシムルコトアリ。其ノ親カラ發スルモノハ、勅令トナリ發セシムルモノハ、或ヒハ閣令、省令又ハ府縣



令、郡令トナル。凡ソ命令ヲ發スルモノハ、國家統治權ノ發動ニ基クモノニシテ、禁制アリ、命令アリ、一ニ國權ヲ基トスルナリ。唯發表セル機關ハ、時ニ異ナレリト知ルベシ。

所謂緊急勅令ナリ。其ノ効力ハ、法律ヲ廢止變更スルコトヲ得ベシ。此ノ勅令ヲ

1、緊急勅令

廢止變更スルモ、亦法律若クハ緊急勅令ヲ要ス。

是ハ、憲法第九條ニ定ム。法律ヲ執行スルガ爲メニ、發スル命令ニシテ、元ヨリ其ノ基クトコロハ、法律ナルヲ要ス。從テ其



命令ノ種類

2、執行命令

ノ法律ノ範圍ヲ越エテ、規定スベカラズ。常ニ法律ノ内ニアリテ其ノ細目ヲ定ムベシ。其ノ基ク所ノ法律ニシテ廢止セラレバ、命令モ亦廢止ニ歸ス。其ノ効力ハ、法律ヲ動カスベカラ

3、行政命令

一ニ獨立命令トモ云フ。憲法第九條ニ定ムルモノハ、安寧ヲ保ツガ爲メ、及ビ福利ヲ増進スルガ爲メニ、發スルモノニシテ、命令モ亦廢止ニ歸ス。此ノ種ノ命令ハ、我が國

一ズ。



特色ノモノナリ。

是ハ、憲法ノ明文ニ存スルモノニアラザルナリ。然レドモ法律ハ、大綱ノミヲ定メテ、其ノ細目ハ、命令ノ定ムル所ニ依ルトスルアリ。是レ所謂委任ニシ

4、委任命令

テ、命令ノ定ムル所ハ、法律ノ定ムル所ナリ。憲法ニハ、或ヒハ法律ニヨリ、或ヒハ法律ヲ以テ、之ヲ定ムト規定スト雖モ、其ノ規定ノ方法ヲ定メズ。故ニ命令ニ委任スルモ、尙法律ヲ以



テ定ムル一方法ナリ。從テ命令ヲ以テ定メタルコトハ、即チ法律ノ規定アルコト、全然同一ナリトス。

大權ノ行使トシテ、天皇之ヲ締結ス。是ハ、國家ト國家トヲ拘束スルモ、臣民

5、  
條約  
命令

ヲ直接ニ拘束スルニ非ズ。故ニ臣民又ハ國家機關ヲ拘束シテ、遵奉セシムルニハ、法律トシテ出スカ、又ハ命令トシテ公布セザルベカラズ。然ラザレバ、臣民乃至機關ハ、條約ヲ以テ執行



スルコト能ハズ。即チ之ヲ批准シテ公布スルハ、之ガ遵奉ヲ命ズルコトナリ。

之ヲ形式的ニ論ズルトキハ、憲法上ノ機關ニアラザル他ノ國家機關ニ由テ、臣民ニ對シ、國權ノ發動スル作用ナリト云フベシ。之ヲ實質的ニ云ヘバ、法律命令

は、行政

ヲ執行シ、及ビ其ノ範圍内ニ於イテ、命令、禁令ヲ發シ、又ハ國利民福ノ爲ニ助長事務ヲナス政務ヲ總稱ス。故ニ大權トハ、自カラ相異ナルハ、要スルニ行政ハ、常ニ大權ノ下ニアリ、又法律ノ範圍内ニ拘束セラレテ、之ヲ踰越スベカラズ。而モ其ノ内部ニ於イテハ、自由裁量ノ範圍ノ汎シ。行政ハ、浩大ニシテ、詳細ニ



へ、裁判

定義スルコト能ハズ。  
法令ヲ各個實在ノ場合ニ適用シテ法ノ確認ヲナスモノナリ。或ヒハ侵害セラレタル權利ノ回復ヲ命ジ、又ハ權利ヲ確認シテ、法ノ命ズル所ヲ行ハシメントスル國權ノ行動ヲ云フ。

第二編 各論

イ、  
國法上ニ於ケル地位

天皇ハ、統治權ノ主體ナリ。機關ニアラズ。故ニ天皇ノ意思發動ハ、即チ統治權ノ行使ニシテ、國家ノ活動ハ、一ニ其ノ行動ニ待ツ。立法、司法、行政其ノ他、萬般ノ政務悉ク之ニ由テ舉ル。我が帝國憲法ノ精神ハ、天皇ヲ以テ、統治權ノ主體トナスハ、何人モ疑ヲ容レザルトコロナルベシ。憲法第四條ニ、天皇ハ、統治權ヲ總攬スルコトヲ明示スレバナリ。  
皇位ハ、天皇ノ所在ニシテ、統治權ノ所在ハ、茲

各

論



皇位  
ト天  
皇ノ  
關係

ニアリ。主權ノ存在、亦茲ニ見ルベシ。皇位ハ、抽象的ニ天皇ノ地位ヲ稱シ、天皇ハ、具體的ニ皇位ヲ示ス。二者一ニシテ二ナラズ、二ニシテ異體ニアラズ。天皇アレバ、必ズ皇位アリ。天皇アリテ皇位ノ存セザルハナク、皇位アリテ天皇ナキコトアリト雖モ、是レ事實ニ於イテ、偶々然ルベキモノナリ。法理上ノ理論トシテハ、天皇ノ不在ヲ認メズ。天皇ナキハ、統治者ナキモノナリ。主權者ナキモノナリ。治者ノ意思定ラザルベク、國家ノ觀念ハ、得テ作ルベカラズ。是ニ於イテカ、必ズ天皇ノ不死ヲ認ム。天皇ハ、萬世一系ニシテ絶ユルコトナク、皇位ト始終シテ、寸時モ統治者ノ

一、天皇

攝政  
ト天  
皇ト  
ノ關  
係

不在ヲ認メズ。故ニ憲法第一條ニ日本帝國ハ、萬世一系ノ天皇之ヲ統治スト云フハ、治等的事實ノ證スルノミナラズ、法理ト之ヲ認ムルコト勿論ナリトス。  
攝政ハ、天皇ニ代リテ、大權ノ行使ヲナスモノナリ。國法上統治權ノ主體ヲ爲ス一部ト見ルベシ。其ノ機關ニアラズ、客體ニアラズ。統治權主體ノ一部ト云フハ、大權ノ主體ハ、飽クマデモ天皇ナリト雖モ、之ヲ行フコト能ハザルヨリ、攝政之ニ代リテ行使ス。此クノ如ク云フトキハ、代理ノ如ク聞ユレドモ、否ラズ。法律上直ニ行使スルコトヲ得。故ニ天皇ノ委任アルニアラズ。憲法ハ、攝



政順位者ノ當然大權ヲ行使スルコトヲ明ラカニ  
ス。從テ攝政ハ、天皇ノ後見人ニモアラズ。全然  
公法上國權ノ行使ヲナスモノニシテ、天皇ト相待  
テ、主權者ノ本體ト行動トヲ完ウスト云フベシ。攝  
政ノ始マルハ、天皇ノ未成年者ナルトキ、久シ  
キニ亘ル故障アルトキニシテ、憲法ニ之ヲ明定  
ス。

1、意義

憲法第一條ニ曰ク、大日本帝國ハ、萬世一系ノ天  
皇之ヲ統治スト。本條ハ統治ノ主體及ビ客體ヲ定  
ムルモノニシテ、主體ハ、萬世一系ノ天皇ナリ。  
客體ハ、大日本帝國ナリ。統治ノ關係ハ、本條ヲ  
待ツテ始メテ生ジタルニアラズ。數千年ノ歴史ハ

之ヲ明示セリ。唯、本年ノ明文ヲ制定シテ、之ヲ  
明ラカニセルノミ。

帝國トハ、領土ト臣民トヨリ成ルトコ  
ロノモノニシテ、憲法ノ行ハルベキ法  
境ヲ示ス。臣民トハ、生來若クハ生後ノ  
國籍取得ニ依リテ、國權ニ服従スルモ  
ノヲ云フ。領土ハ、別ニ地位ヲ示サズ。  
故ニ憲法制定ノトキニ於ケル地域ニ限  
ラズ、時ニ依リ、或ヒハ増大スベク、  
或ヒハ減少スベシ。而モ抽象的ノ觀念  
ナルヲ以テ、實地ノ地名ノ如何ニ拘ハ  
ルコトナシ。

1、大日本帝國

二、統治ノ主體ト客體



口、解説

2、萬世一系ノ天皇

我が帝國憲法ノ特色ノ一點ニシテ、又君主立憲國ノ本義ヲ明示スルモノナリ。我が國ノ天皇ハ、萬世唯一ノ統治ヲ受クル主體ニシテ、數千年ノ歴史ハ、之ヲ證ス。

古來シロシメスト云フ義ニシテ、一國支配ノ全權ヲ總ブルコトヲ意味ス。故ニ統治權ノ體ト用トハ、之ヲ併有ス。一身ニテ萬般ヲ親裁シ難ケレバ、別ニ機關ヲ設ケテ、之ヲ占掌セシム。故ニ立法權ノ主體モ、行政權モ、司法權モ、一ニ天皇ノシロシメス所ニシテ、之ヲ

3、統治

總攬シタマフ。

三、繼皇承位

1、意義

皇位ハ、主權ノ所在ニシテ、天皇ハ、其ノ皇位ニ當ル皇統ヲ云フ。故ニ憲法第二條ニハ、皇室典範ノ所定ヲ探テ、皇位繼承ノ順位ヲ定メタリ。

1、皇位

天皇ヲ離レテ考フベカラズ。天皇ハ皇位ニシテ知ルベカラズ。之ヲ統治權ヨリ見ルトキハ、皇位ハ、統治權ノ所在ヲ示ス。國家主權ノ存スルトコロヲ表示スルモノナレバ、國アレバ主權アリ、主權アレバ、君主國ニテハ、必ズ皇位ナカルベカラズ。國家ト皇位トハ、始終一貫シテ寸時モ相離ルベカラズ。

論



口、解説

2、

皇室典範ノ所定

皇位繼承ハ、皇室典範ノ定ムルトコロニ從フベキモノニシテ原則トシテ男系ノ嫡長男子先ヅ順位ニ立チ、若シ嫡男、嫡男孫ナケレバ、庶子中ノ長男之ニ當ル。男子ナケレバ、皇長孫ニ傳フ。皇長子及ビ其ノ子孫ナケレバ、皇次子及ビ其ノ子孫ニ傳フ。皇子孫モアラザレバ、皇兄弟及ビ其ノ子孫ニ傳フ。尙ホ之ナケレバ、皇伯叔父及ビ子孫ニ傳フ。尙之ナケレバ以上中、最近親ノ皇族之ガ順位ニ當ル。

當然皇位ニ即クコトヲ意味ス。先皇ノ

3、繼承

命ニ山ルニアラズ。又之ヲ辭スルヲ許サズ。皇嗣未成年ナルトキハ、攝政ヲ置クベシ。

天皇ノ不可侵權

1、意義

口、解説

法理上侵スベカラザルコトヲ意味ス。是レ天皇ハ統治權ノ主體ニシテ、國家活動ノ根源ナリ。故ニ法律、命令等一ニ天皇ニ出デ、天皇ハ、毫モ是等法令ノタメニ拘束セラル、コトナキナリ。

1、天皇：皇位ニアル統治權ノ主體ヲ云フ。天皇ニ全然責任ナキコトヲ示スト同時ニ外ヨリ何等ノ對抗ヲナスベカラザルヲ示ス。物理上不法ノ所爲ヲ加フベカラザルコトハ、法令ノ普ク禁止スルト



2、不可侵

コロニシテ、又我が國古來道德心ノ涵養ハ、敢テ不法ノ所爲ヲ企テントスルニ念ヲ起スモノアルベシ。然レドモ、憲法第三條ハ、天皇ハ、超然法令ノ外ニアルコトヲ示セルナリ。

天皇ノミヲ神聖ナリトシテ、皇后、皇太子等ニ及バザルハ、如何。抑モ天皇ハ、統治權ノ主體ニシテ、立法、司法、行政ノ體ヲ綜攬シ、一國ノ元首タリ。主權者タリ。故ニ天皇ノ上ニ法令ナシ。然レドモ、天皇以外ノ皇族ニハ、不可侵權ヲ適用スベカラズ。然レバ皇后、皇

註

天皇ノミヲ神聖ナリトスル理由

太子等ハ、常ニ法令ノ下ニ立チテ、拘束セラル、ヤト云フニ否ラズ、特ニ定ムル法令、皇室慣行ノ御儀式ニ則リテ、特別ノ制裁アリ。直ニ以テ法令ノ下ニアリト云フベカラズ。而モ神聖ナリトシテ不可侵ナリト云フニアラズ。特ニ皇族ノ尊嚴ヲ保タシメンガ爲メナリ。天皇ノミ不可侵ナルハ、法理上之ヲ得ザル結果ニシテ、若シ天皇ノ外ニ尙不可侵ノモノアリトセバ、天皇ノ不可侵ノ意義ハ、得テ知ルベカラズ。國ノ統治主體ノミ不可侵ナリ。



イ、權ノ統治

2、統治權

統治權、即チ主權ナリ。國權ナリ。唯一最高固有ノ權力ナリ。無限ト云フベク、絶對ト云フベシ。是ハ、國法上、法ノ觀念ニ於イテ、之ヲ云フノミ。

1、意義

天皇ハ、一國主體ニシテ、政務萬般ノ主宰ナリ。即チ其ノ決意スルトコロハ、國家ノ意思ニシテ、其ノ處斷スルトコロハ、國家ノ行爲ナリ。國內ニ對シテハ、最上ノ權力者タリ。外國ニ對シテハ、國際關係ノ代表者タリ。一國ニ於イテハ、國家活動ノ根元トス。故ニ元首ト云フ。

行使方法

3、憲法ノ條規ニ由テ行フ

元來天皇ノ權ニハ、制限ナク、圓滿ナル性質ヲ有スルモノニシテ、之ニ反シテ此ノ制限ヲ認メタルハ、如何ト云フニ、天皇ハ、憲法ノ條規ニ遵由シテ、統治權ヲ行使スルコトヲ定メタリ。條規ニ依ルベキハ、憲法第四條ニ依テ、天皇親カラ行使方法ニ制限ヲ加ヘタリ。未ダ主權ノ本體ニ制限ヲ加ヘタルニアラズ。假令主權ヲ制限スルノ觀アリト雖モ、是レ不可ナシ。何トナレバ天皇ハ、無限圓滿ナル主權者ナリ。主權者ハ、自カラ制限スルコトヲモ爲シ



五、統治權  
立法權  
ノ行使

帝國憲法

1、意義

得ザルベカラズ。之ヲ爲シ能ハズトハ、却テ無限ニ缺クルトコロアリト云フベク、其ノ行使ヲ制限スルモ亦無限ナルヲ示スニ外ナラズ。  
憲法第五條ニ、天皇ハ、帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フトアリ。立法ノ大權モ亦統治權ノ一部ニシテ、唯天皇ノミガ、專有スルモノナルヲ明示ス。天皇ノ專有ナレドモ、之ヲ行フハ、天皇自個ノ自由ニ任ズベカラズ。必ズ帝國議會ノ同意ヲ得テ、行フベク、否ラザレバ、立法權ヲ行フ正當ノ方法ニア

立法  
權ノ  
行使

2、解説

1、ノ協  
賛  
議會

議會ノ協賛トハ、法律案ヲ法律トナスコトナリ。天皇ハ、此ノ法律案中ヨリ取りテ、法律トナスモノヲ定ムルノミ。其ノ外ニ於イテハ、立法スベキ餘地ヲ有スルコトナシ。

統治權ノ分割セラレタルガ如キ觀アリトイヘドモ、是

ラザルノミナラズ。國法上、何等ノ効力ナク、立法上、之ヲ行爲ト云フベカラズ。

論

各



2、立法權

レ外國憲法ノ用語ヲ襲ヒタルニ外ラズ。統治權ノ外ニ立法權アリトスルニアラズ。立法權ナルモノハ、法律制定ノ權力ナリ。

1、意義

天皇ノ方ヨリ其ノ行爲ヲ示スモノナリ。法律ハ、裁可ニ依リテ完成シ、法律トナル。其ノ公布ニ由リテ、臣民及ビ國家機關ハ、一般ニ遵由スベキ義務ヲ負フ。公布ハ、公告ニ非ズ。遵由ノ効力ヲ生ゼシムル形式ヲ云フ。法律既ニ成リ、公布シテ臣民及ビ機關ニ遵由スベキ義務ヲ發スルトキハ、之ヲ執行スルノ要アリ。是レ天室ガ法律ノ執行ヲ命

ズル所以ナリ。

六、法律ノ成立ト執行

1、法律ノ裁可

裁可ハ、天皇ノ法律案ヲ法律トナストコロノ決意ナリ。此ノ決意ハ、立法權行使ノ要點ニシテ、一ニ天皇親裁ノ政務ナリ。更ニ國家機關ノ參與ヲ待ツコトナシ。案ノ成立ニハ、協賛ヲ要スルトモ、法律ノ裁可ハ、天皇一個ノ行爲ナリ。然レドモ、裁可ノ果シテ、立法完成ノ効果ヲ生ズルヤ、裁可ノ性質ハ、否認權ヲ含ムヤ、否ヤ。是ハ天皇ヲシテ、否認權又ハ否認スベキ義務ヲ負ハシメズト信ズ。是レ裁可ナルモノハ、

論



口、解説

2、公布

積極的行爲ニシテ、否認ハ、裁可セズトノ消極的行爲ヲ意味スルモノナレバナリ。即チ裁可ニ由リテ、法律案ハ、全ク法律トナル。

天皇ノ行爲ニシテ等シク命令ナリ。法律ノ公布ハ、天皇ノミ之ヲ命ジ、他ノ國家機關ノ容喙ヲ容サズ。一タビ公布スレバ、法律ハ、直ニ遵由スベキ効力ヲ生ズ。公布セザレバ、唯一ノ法律タルノミ。公布ハ、即チ一般ニ周知セシムルモノニシテ、命令ナリト云フベシ。

3、法ノ執行

法律ノ精神ヲ各個ノ場合ニ適用シ、若クハ法律ニ由リテ、活動スベキコトヲ命ズルナリ。公布ト共ニ機關ハ、其ノ職務内ニテ執行スルノ義務ヲ負フナリ。執行期ニシテ公布ト同一ニアラザレバ、臣民及ビ機關ハ、公布ニ由リテ、遵由スベキ義務ヲ負フト雖モ、未ダ執行期ニ至ラザレバ、皆法行爲トシテ目セラル、コトナシ。唯機關ノ執行期ニ先キダチテ、相當ノ設備ヲナスベキ義務ヲ有ス。



七、議會ノ  
開會解  
散權

イ、概説

天皇ハ、統治權ノ主體ニシテ、帝國議會ハ、憲法  
上、統治ノ機關ニシテ、天皇之ヲ召集シ、開會、  
閉會、停會等ヲ命ズ。貴族院ニハ、解散ヲ認メズ。  
故ニ衆議院ノ解散ハ、亦天皇之ヲ命ズ。

1、召集

召集ハ、帝國議會ノ議員ヲ集ムル命令  
ナリ。此ノ命令ハ、天皇ノミ之ヲ爲ス  
コトヲ得。

2、開會

召集ニ、應ジテ集合シタル議員ハ、既  
ニ各兩院ニ集リ、議院ノ成立ヲ政府ニ  
報ズ。議院ノ成立トハ、開會スルニ適  
スル地位ヲ云フ。カクテ開會ノ詔勅ヲ  
下ス。之ニ由リテ、帝國議會ハ、始メ

テ完成シ、憲法上ノ職務ヲ執ルベキ機  
關トシテ存在ス。

3、閉會

議會トシテ存在ヲ止ムルノ命令ナリ。  
之ニ由リテ、議會ハ、其ノ職務ノ義務  
ヲ免レ、又權限ヲ失フベシ。閉會ハ、  
天皇ノ命令ニ由リテ、始メテ生ズベ  
シ。

4、停會

議會開會中天皇ノ命令ニ由リテ、一時  
議會ノ職務ヲ執ラザラシムルモノナ  
リ。是ハ、天皇ノ命令ニ基クモノナレ  
バ、停會中ハ委員會ト雖モ、開クベカ  
ラズ。各院トモニ行ハルベシ。之ヲ要

ロ、解説



5、解散

スルニ、停會ハ、會期中ニ於テ、其ノ職務ヲ執ラザラシムルノ命令ナリ。議員ノ資格ヲ任期ニ先キダテ、剝奪スルトコロノ命令ナリ。衆議院ノ解散セラルレバ、貴族院ニハ、停會ヲ命ゼラル。

會期ノ延長

天皇ノ統治作用トシテ議會ノ召集、開會、閉會、停會及ビ解散ヲ定ムルニ拘ハラズ、會期ノ延長ニ付テ、之ヲ定メザルハ、如何ト云フニ、會期ノ延長モ、素ヨリ天皇ノ命令ニ基クベキモノニシテ、政府ハ、之ヲ爲スベカラズ。又議

會自カラ之ヲ爲スコトヲ得ズ。然レドモ規定ノ便宜トシテ、第四十二條ニ之ヲ定ム。敢テ天皇ノ命令權ニ消長スルトコロアラザルナリ。



法律ニ  
代ルベ  
キ勅令

イ、概説

普通學者ノ所謂稱シテ緊急勅令トナスモノナリ。即チ憲法第十四條ニ規定セラレタル所ナリ。

1、公共ノ安全ヲ保持シ、又ハ其ノ災厄ヲ避クル目的アルヲ要ス。

2、前ノ目的ヲ達スルコト、緊急ヲ要スルモノナリト天皇ニ於イテ、認ムルトキナルベシ。

3、議會ノ閉會中ナルヲ要ス。

4、其ノ勅令ノ定メントスル所ハ、既ニ法律ノ定ムルトコロナルカ、又ハ法律ヲ以テ、定ムベキ場合ナルヲ要ス。

元來法律ヲ以テスベキニ代ヘタルモノナレバ、次

ロ、要件

ハ、

發布後議會ノ關係

ノ議會ニ於イテ、其ノ承諾ヲ求ムルハ、事理ノ宜シキヲ得タルモノナリ。故ニ議會ニ提出シテ其ノ承諾ヲ經ベク、若シ承諾ヲ與ヘラレザレバ、其ノ効力ヲ失フ。

イ、意義

憲法第九條ニ規定スルトコロニシテ、狹義ノ行政命令ヲ定メタルモノナリ。天皇ハ、是等ノ命令ヲ發スルハ勿論、行政官府ヲシテ發セシムルモノナリ。其ノ命令ノ本ヅクトコロハ、天皇ニアリ。天皇ノ自カラ發スル命令ハ、勅令ニシテ此ノ獨立命令ハ、我が憲法ノ特色トスル所ナリ。

法律ハ、概括的ニシテ、永久ニ亘リテ行ハル、トコロノ性質ノモノナレバ、



九、  
命行  
令政

帝國憲法

口、  
解說

1、  
法律  
執行  
ノ爲

2、  
公共  
ノ安  
寧秩  
序ノ  
保持

事體慎重ヲ要シ、議會ノ協賛ヲ經ベシトス。之ニ反シ、個々ノ場合時ト人トニ對シテハ、特ニ其ノ適用ヲ異ニスルヲ却テ必要トナスコトアリ。故ニ任ニ其ノ職ニ膺ル行政官府ヲシテ、充分ニ適用セシメントスルニ外ナラズ。

平和ナル共同生存ノ状態ヲ保ツノ謂ニシテ、安寧トハ危害ノ加ハラザル消極的形勢ヲ云ヒ、秩序トハ、政治社會ノ平安ナル積極的形勢ヲ云ヒ、行政命令ノ一ハ、此ノ目的ノタメニ發セラルルモノナリ。

臣民ノ幸福増進ノ爲メ、積極的ニ個人ノ精神上、經濟上、形態上ノ發展ヲナサシムル目的ノタメニスルヲ云フ。是ハ主トシテ内務行政中、教育、勸業、通信、度量衡等ニ關スルモノヲ云フ。是等ハ、法律ヲ以テスルヲ要セズ、行政命令ヲ以テスルヲ得ベシ。

各

論



一〇、軍隊ノ編制權

イ、意義

憲法第十二條ニ曰ク、天皇ハ、陸海軍ノ編制及ビ常備兵額ヲ定ム、ト。即チ軍隊ノ編制及ビ常備兵ノ數ハ、一國存立上、至大ノ關係ヲ有スルモノニシテ、立法機關ノ議ニ付スルガ如キハ、或ヒハ國家ノ急ニ應ズルコト能ハザルヤノ恐アリ。是レ天皇ノ大權ニ發セシメラレタル所以ニシテ、之ニ伴フ經費ハ、憲法上ノ大權ニ基ク歲出ニシテ、議會ハ、其ノ支出ヲ拒ムコト能ハス。政府ハ、之ニ由リテ執行セザルベカラズ。

1、編制

軍團ノ組織、艦隊ノ編制等ヲ指示スルモノニシテ、平時ト戰時トハ、其ノ組織、員數、權限等ニ於イテ、自

カラ同ジカラズ。

ロ、編制

2、常備兵

現役及ビ豫備役ニアル兵員ヲ總稱スルモノニシテ、其ノ員數ハ、天皇ノ自由ニ定メ得ルトコロナレドモ、兵員徵收ノ方法及ビ兵役義務ノ範圍ハ、憲法第二十條ニ從フ。



イ、意義

天皇ノ名ニ就イテ、大權ヲ行フモノナリ。即チ  
天皇ヲ代表シ、天皇ニ屬スル大權ヲ常ニ執行ス  
ルト云フノ義ナリ。茲ニ所謂代表トハ、私法上  
ニ於ケル代理ト異ナルモノニシテ、斯クノ如キ  
關係アルニアラズ。

1、順位

い、…成年ノ皇太子、皇太孫。  
若シ右ノ人々ノ在サザルカ又  
ハ未成年ナルトキハ、親王、  
王、皇后、皇太后、太皇太后、  
内親王、女王。  
皇族女子ノ攝政ニ當ルハ、配  
偶者ナキヲ要ス。

2、制限

い、…憲法ノ變更ヲ禁ズ。  
ろ、…皇室典範ノ變更ヲ禁ズ。

4、ノ効力

法理上天皇ノ行爲ノ効力ト同一ナ  
リ。故ニ攝政ノ行爲ニ對シ、天皇ノ  
追認アルヲ要セズ。又天皇ハ、之ヲ  
無効ナリト宣言スルコトヲ得ズ。

4、上ノ地位

攝政ハ、統治ノ主權ニアラズ、又機  
關ニモアラズ、國法君主ニ代リテ、  
大權ヲ行使スルコロノ一種特別ナ  
ル地位ヲ有スルモノナリ。  
故障ノ如何ハ、事實ノ認定ニ屬スル  
モノニシテ、明白ナラザルコトアル

一、攝政



攝政ニ關スル憲法上ノ規定

5、

攝政ヲ置クニ合ニ皇族會議及ビ樞密顧問ノ議ヲ經ルヲ理由

ベク、從ツテ萬一ノ弊害ナキヲ保スベカラズ。故ニ久シキニ亘ルノ故障アリテ、攝政ヲ置クコトヲ要スル場合ニハ、皇族會議及ビ樞密顧問ノ議ヲ經ルコトヲ要ス。然レドモ、法律上攝政ヲ置クト、否トハ、一定ノ事實ニ伴フ一定ノ結果ニシテ、之ヲ置クト否トハ、議決スルノ權ナク、唯、事實ヲ確定スルノ權アルノミ。其ノ置クヤ、否ヤハ、議決ノ目的ニアラズ。絶對的重大ノ故障アリヤ、否ヤヲ確定スルモノナリ。

6、  
攝政ノ權限

皇室典範ノ規定ニ依リテ、一定ノ事情ノ生ズルトキハ、當然其ノ地位ヲ踐ムモノナリ。而シテ天皇ノ意ノ如何ニ關セズ、其ノ意思ヲ決行スベシ。即チ大權ヲ行フモノナリ。其ノ大權執行ノ程度ニ付テハ、天皇ト少シモ差違ナキモノナリ。攝政ハ、天皇ニ代リテ、大權ヲ執行スルモノナレバ、苟モ天皇ニ屬スル權限ハ、悉ク之ヲ行使スルヲ以テ、本則トス。無責任ナル制度ノ存スル所以ハ、何ゾヤ。他ナシ、天皇ノ大權ヲ尊嚴ニ



シ、以テ其ノ行使ヲ完全ナラシメン  
 ガ爲ナリ。攝政ハ、天皇ニ代リテ、  
 大權ヲ行フモノナルニ、若シ攝政ニ  
 シテ、其ノ行爲ニシテ、責任ヲ負フ  
 モノトナストキハ、大權ノ尊嚴ト完  
 全ハ、何ヲ以テ保持シ得ベキカ、實  
 ニ無責任ハ、攝政ニモ之ヲ適用シ得  
 ベキナリ。

法律  
 ノ前  
 ニ無  
 責任

三、臣民

イ、意義

統治ノ客體ニシテ、主權ニ絶對ニ服從スル義務  
 ヲ有スル日本人ヲ云フ。

ロ、臣民

日本臣民タルコトヲ證スル資格ヲ云フ、一方ヨ  
 リ見ルトキハ臣民ノ權利義務ヲ表ハスト云フベ  
 ク、他方ヨリ見ルトキハ、其ノ權利義務ヲ得ル  
 ノ資格ト云フベキナリ。

ハ、外國人ハ

1、  
 臣民ノ服從義務ハ、永遠的ナルモ、外國  
 人ノ服從義務ハ、唯在留中ニ限ルモノナ  
 ルヲ以テ、一時的ナリ。

2、  
 臣民ハ、國土内ニ住居ノ目的アリトイヘ  
 ドモ、外國人ハ、否ラズ。

論



兵役ノ義

3、  
臣民ニハ、兵役ノ義務アリト雖モ、外國人ニハ之ナシ。

憲法第二十條ニ規定スルトコロニシテ、國家ノ存立スルニハ、外、他國ニ對シテ、國權ノ維持ヲ圖リ、内、國民ノ財産、生命ヲ安固ナラシムルタメ、權力ノ作用トシテ、武備兵力ヲ常備スルノ要アリ。其ノ利益ヲ享受シ、危害ヲ感ズルモノハ、國家存立ノ分子タル臣民一般ニ外ナラズ。從テ臣民ハ、上下貴賤ノ別ナク、國ノ分子トシテ兵役ニ就クベキハ、當

1、意義

務

2、解説

然ル義務ナリ。  
法律ノ所定ニ依リテ、其ノ義務ヲ負フベキコトヲ定メラレタルモノナリトス。

1、意義

一國ヲ立テ、生民相依リ、外ハ、敵國ニ對シ、内ハ、内憂ナカラシメ、或ヒハ農工商交通ノ諸機關ト諸般ノ監督ヲナシテ、一國ノ平和ト繁榮トヲ圖ルニハ、相應ノ歳費ヲ要ス。是レ即チ國家成立ノ分子タル臣民ガ、之ヲ負擔スベキハ、當然ノ義ニシテ、

兵役ト  
納稅ノ  
義務

論



納稅ノ義務

之ガタメニ納稅ヲナスノ義務アリ。

憲法第十一條ニ所謂日本

臣民トハ日本臣民ナルト

キハ、男女老幼ヲ問ハズ、

均ク納稅ノ義務アリ。其

ノ程度ハ、法律ニ依リテ、

定マルベシ。憲法ハ、唯、

保障ヲ規定スルノミ。

租稅ヲ納ムルノ義ナリ。

其ノ種類ノゴトキ、稅額

ノゴトキハ、法律ノ定ム

ルトコロニ依ル。

2、解説

納稅者

納稅

居住移轉ノ自由

イ、意義

憲法第十二條ノ定ムルトコロナリ。國家ノ生存上或ヒハ公益ノ爲メニ、一時又ハ一地方ノ特定人ニ對シテ、其ノ制限ヲ加フルコトアルハ、本條ノ豫見スル所ナリ。故ニ法律ノ範圍内ニ於イテト規定セリ。之ニ由リテ、本條ハ、全然法律ノ許ス限リハ、自由ノ權アルコトヲ認メタリ。故ニ、行政司法官ハ、法律ニ依ラズシテ、妄リニ此ノ自由ヲ制止シ、禁壓スベキ命令ヲ發スベカラザルナリ。

1、居住

住所ヲ定メ、永久ニ住居スルコトヲ云フ。一人一家ヲ別タズ、意思ト事實ト相伴フ住所居所ヲ云フ。



口、解説

2、移轉

甲地ヨリ乙地ニ、乙地ヨリ丙地ニ居所ヲ移スヲ云フ。一家一身ヲ問ハズ其ノ地ヲ更フルヲ云フ。其ノ移轉ノ方法ノゴトキハ、敢テ問ハザルナリ。

3、自由  
自由ヲ有ス

自由ノ權能アルコトヲ意味ス。元ヨリ自由ト云フハ、他ヨリ制限セラレザル意ニシテ、他私人ノ牽制ヲ受ケズ、官府ノ禁制ニ服セザルコトヲ意味ス。然レドモ、是ハ、一定ノ法律乃至委任命令ノ制限ノ存スルハ勿論是等法制ノ禁令ヲ受クベキナリ。自

由ニ絶對ノモノナキナリ。寧ロ權利ノ方面ヨリ見タルノミ。

行政處分トシテ、居住ヲ禁ジ、又ハ移轉ヲ制限スルコトアリ。是等ハ、憲法ノ範圍内ニ在ラズ。何トナレバ憲法ノ確保スルトコロノ自由ハ、居住移轉其ノモノニ關ス。他ノ行政上ノ目的ノタメニスル制止ノ結果、居住移轉ヲ制限スルニ至ルヲ云ハズ。蓋シ他ノ行政ノ爲ニスル結果ハ、萬止ムコトヲ得ザル所ナルノミナラズ、憲法ノ保障スル所ニ及バズ。若

註

居住移轉ノ自由ト行



政處分  
トノ關  
係

シ、此ノ場合ニモ尙ホ及ブベキモノトスルトキハ、殆ド絶對的ニ居住ト移轉ノ自由ヲ認ムルモノニシテ、或ヒハ逮捕監禁スルコト能ハザルベク、或ヒハ、官吏ハ、其ノ執務ノ地ニ轉住セズシテ、可ナルベク、國法上相矛盾スル結果ヲ來タスノミナラズ、憲法ノ精神ハ、全ク是等ヲ含マズ。故ニ行政處分ノゴトキハ、憲法ノ許ス所ナリ。

家宅ノ  
一五、不可侵  
權

イ、  
意義

憲法第二十五條ハ、家宅ノ安全ヲ保障スル規定ナリトス。一家ハ、家人ノ居城ナリ。家宅内ノ安全ヲ保障セザルトキハ、或ヒハ行政官吏乃至ハ私人ニ晝夜ヲ別タズ、自由ニ闖入セラル、ノ恐アルヲ以テ、特ニ法律ニ定メタル場合ノ外ハ、家人ノ許諾ナクシテ、其ノ家ニ入ルコトヲ強フベカラズトス。法律ニ定メタル場合トハ、刑事訴訟法ニ屬シ規定スルトコロナリ。司法警察官ト雖モ、夜間ハ妄リニ住宅ニ侵入スベカラズ、況ンヤ一私人ノゴトキハ、其ノ承諾ナクシテ侵入シ、又ハ邸宅内ニ留レバ、家宅侵入罪トシテ處罰セラルベシ。



其ノ許諾ヲ要ス

本條ニ其ノ許諾ナクシテト云フハ、住家ノ家主ノ許諾ヲ云フ。故ニ、家屋ノ所有者ノ意義ニアラザルナリ。若シ戸主不在ナルトキハ、家人又ハ留守居ノ許諾ニテ可ナリヤ、否ヤハ、一ニ是等許諾ノ能ク委任セリト見ルベキヤ、否ヤニ由リテ、之ヲ別ツベシ。遠ク旅行スルモ、尙ホ許諾ノ概ハ、委任セズト見ルベキトキハ、家人ノ許諾ハ、無効ナリ。或ヒハ下宿人、旅宿人ノ如キハ、其ノ居室ニ對シテ、何等ノ許諾權アリヤ刑法ニテハ、其ノ居室ニ入ルモ、尙ホ家宅侵入罪ヲ構成ストス。

一六、信書ノ秘密

イ、意義

信書ハ、政治上、社交上諸般ノ商工業上ニ思想ノ交通ヲナスモノニシテ、極メテ秘密ヲ要スルモノ少ナカラズ。若シ之ガ漏洩ヲ保護セザレバ、行政官吏等ハ、其ノ職務ニ當ルヲ幸ニ秘密ニ發キ、又ハ信書ノ傳送方面ヲ示セルノミニテモ、發信人ハ、非常ニ損失ヲ來タスコトアルベク、或ヒハ受信人ハ云フベカラザル耻辱ヲ流スコトアルベク、甚ダシキハ、人ニ先キンシテ利益ヲ占メントシ、政治ノ妨害ヲナサントスルガ如キ非常ナル害毒ヲ流スニ至ルベシ。故ニ、憲法第二十六條ノ精神トスル所ハ、重ニ行政官吏ガ、不法ニ信書ノ遞送ヲ止メ、其ノ秘密ヲ發カンコ



口、  
信書  
ノ秘  
密

トヲ防グニアリ。私人相互間ニ發クガ如キハ、  
刑法ノ處罰アル外、同條ノ保障セントスル所ニ  
アラズ。

信書トハ、特定人間ニ思想ノ傳達ヲナス文書ヲ  
總稱ス。故ニ、郵便、電信ニ依ラザルモ尙ホ信  
書ト稱スベキモ、第二十六條ノ稱スルトコロハ、  
專ラ郵便乃至零氣通信ニ依ルモノヲ稱スレバ、  
信書ノ意義ハ、多少狹隘ナルコトヲ知ルベシ。  
電話ノゴトキハ信書ト云フ外ニ入ラズ。

イ、  
意義

憲法第二十七條ニ所有權ノ確保及ビ之ガ制限ヲ  
確保セリ。第一項ハ、特ニ原則ヲ示シ、主トシ  
テ第二項ヲ舉グ。即チ公用徵收ニ關スル規定ハ、

法律ヲ以テスベシトセルナリ。

一七、  
所有權  
ノ保障

1、  
所有  
權

民法ノ所謂所有權ナリ。處分、收益、  
利用等ヲナシ得ルトコロノ權利ニシ  
テ、其ノ一部分ヲナシ得ザルコトア  
リト雖モ、尙ホ所有權タルコトヲ失  
ハズ。而モ處分ノ權能ナキヲ以テ、  
所有權ナキナリ。所有權ニハ、諸般  
ノ事ヲ爲シ得ル權能アルヲ認ム。此  
ノ權ハ、諸物權中人生ノ生活行動ニ  
極メテ緊要ナレバ、特ニ此ノ權利ヲ  
抽キテ、保障ヲ興フルコト、セリ。  
公益ハ、一般公共ノ利益ト云フノ義



口、解説

2、公益

ニシテ、或ヒハ一局部ニ止マルモ、尙ホ公益タルコトアリ。一會社、一私人ノ起業ナリトモ、其ノ本來ノ事業ガ、公共ノ利益ヲ起スベキモノナレバ、之ヲ稱シテ公益ノタメニスト云フベシ。

3、處分

各個ノ事件ニ際シ、特定ノ行爲、不行爲ヲ命ズル國家行爲ニシテ、權力ノ作用ナリ。一般ノ法規ヲ定ムル命令ト同シカラズ。彼レハ長ク同種ノ事件ニ適用スルコトヲ目的トスレドモ、此ハ單一ナル特殊ノ事件ニ對ス

ル其ノ時ヲ以テ、終了スベシ。

イ、意義

憲法第二十八條ニ、信教ノ自由ヲ保障ス。信教ハ人心内部ニ於ケル精神作用ナルヲ以テ、別ニ立國ノ基ヲ動カシ、又ハ、公共ノ安寧ヲ妨ゲザル限リハ、自由ニナスヲ得策トス。故ニ我が憲法モ、諸外國ノ例ト我ガ國ノ實驗ヨリ徴シ來リテ、信教ノ自由ヲ保障スルニ至レルナリ。

ロ、自由ノ制限

1、…安寧秩序ヲ妨ゲザルコト。  
2、…臣民タルノ義務ニ背カザルコト。

安寧

安全ナル國家ノ秩序ヲ妨グルヤ、否ヤハ、一ニ監督官廳ノ認定ニ依ルモ

1、秩序

論

各



一八、  
信教ノ  
自由

ヲ妨  
ゲズ

ノニシテ、臣民ハ何等ノ異議ヲ容ル  
、コト能ハズ。

2、  
臣民  
タル  
ノ義  
務ニ

此ノ意義ヲシテ廣汎ナラシムルモノ  
トスレバ、臣民タルノ義務ハ、一ニ  
シテ足ラズ。諸種千百ノ義務アリ。  
一ニ是等ニ背カズトスレバ、宗教ニ  
關スル取締ニ反セザルコトモ亦之ニ  
含マルベシ。然リトセバ、宗教ニ關  
スル規則ノ制定ハ、法令トモニ自由  
ナルヲ以テ、行政官ハ、自由ニ宗教  
上ノ自由ヲ制限シテ臣民ノ負フベキ  
義務ヲ重ラシメ、殆ド自由ナキニ至

四、  
解説

ラシムルコトヲ得ベシ。是ハ、本條  
ノ精神トスル所ナラザラン。本條ニ  
謂フ所ハ宗教ニ關セザル其ノ他ノ義  
務ニ背カザルコトヲ意味スルモノナ  
リ。宗教以外ノ義務ニサヘ背カザル  
トキハ、制限ノ一ハ、確ニ守リ得タ  
ルモノニシテ、自由ニ信教スルコト  
ヲ得ベシ。

元來宗教ヲ信ズルハ、人心内部ノコ  
トニ屬シ、外形ニ表ハル、コトナシ。  
會々外部ニ表ハル、モノハ、其ノ禮  
拜、祈禱、集會等ノ式ニ關スルモノ



3、ノ自由 信教

ニシテ、苟モ、人心内部ノ信仰ノゴトキハ、敢テ法令ノ關スベキコトニアラズ。人々思想ノ自由ヲ有スルモノナレバ、之ヲ制限スベカラズ。其ノ信仰ノ禮拜、儀式等、外部ニ表ハレテ、始メテ法ハ、其ノ取締ヲナスニ至ル。本條ノ所謂信教ノ自由トハ、實ニ此ノ外部表見ト行爲ノ自由ヲ云フニ外ナラズ。

憲法第二十九條ハ、言論、集會、及ビ政治結社等ノ自由ヲ保障スルモノナリ。此ノ保障スル限リハ、苟モ法律ニ抵觸セザル範圍内ニ於イテ、

イ、意義

充分ニ思想ヲ發表スルコトヲ得ベク、自由ニ安全ナル集會ヲ催スコトヲ得ベシ。言論ノ自由アルヲ以テ、政談演說場ニ於イテ、當時ノ施政ヲ辯難攻撃スルヲ得ベク、人物ノ批評ヲナスコトヲ得ベシ。唯、之ヲ制止禁壓センニハ、其ノ基クトコロ、一ニ法律ニアルコトヲ要ス。著作モ、治安ヲ妨害セズ、犯罪ヲ構成セザル限リハ、之ヲ自由ニナスコトヲ得ベク、是等ノ要件ハ著作權法、新聞紙條例、出版法等ニ定ムルトコロナリ。集會ハ、談論、講述ノタメニ、公衆ノ群ルモノヲ云フ。刑法、政社法、其ノ他ノ法律ニ觸レザル限リハ、命令ニ衝突スルトコロアルモ、



言論集  
一九、會結社  
ノ自由

○、解説

之ヲ自由ニ開クコトヲ得ベシ。然レドモ、其ノ行政上ノ目的ノ爲メニスル行爲ノ結果トシテ、集會ヲ禁ズルニ至ルモ、憲法ニ反スルニアラズ。

- |                     |                                |
|---------------------|--------------------------------|
| 2、<br>ト結<br>集會<br>社 | 1<br>言論<br>著作<br>印刷<br>集會<br>社 |
|---------------------|--------------------------------|
- 言論ハ、口頭ヲ以テ、其ノ意見ヲ發表スルヲ云ヒ、著作、印行ハ、即チ出版ナリ。出版トハ、機械的、又ハ化學的作用ニヨリテ、文書圖書ヲ印刷シ、之ヲ發賣又ハ頒布スルヲ云フ。集會ハ、或ル事ヲ講談論議若クハ評決スル共同ノ目的ヲ以テ、公衆ノ會同スルヲ云ヒ、結社トハ、多數ノ人

ノ合意ヲ以テ、其ノ自カラ定メタル共同目的ノタメニ設ケ、多少永續スベキ人ノ結合ヲ云フ。

憲法第三十一條ハ、戰時事變ノ際ニ於ケル大權行動ノ自由ヲ規定スルモノニシテ、國家ハ、常ニ平和鎮靜ナルニアラズ。若シ騷擾等ノアルニ際シ、尙ホ臣民ノ權利義務ハ、憲法ノ規定ニアラザレバ、之ヲ動カスコト能ハズ。一タビ與ヘタル權利ハ、法律ニ依ラザレバ、變セラレズ。既ニ定マリタル義務ハ、命令ヲ以テ、之ヲ變ズベカラズトセバ、國家ノ生存上、急要ナル件ニ逢フモ、適宜ナル施設ヲナスコト能ハズ。權利

イ、意義



二〇、

戰時事  
變ニ於  
ケル大  
權ノ自  
由

義務ノ確定ヲナスヨリモ、却テ大ナル不利益ヲ醸スコトナキヲ保セズ。故ニ、此ノ場合ニテハ、君主大權ノ作用ニ依テ當然其ノ制限ヲ打破シテ適宜ノ處置ヲナスコトヲ得セシメントス。是レ本條ニ於イテ、天皇大權ノ施行ヲ妨ゲズトスル所以ナリ。

一、事變

本條ニ所謂事變トハ、戰爭ナラズトモ、朝野ノ議論沸騰シ、朝憲ヲ紊亂スルノ患アルガゴトキ、或ヒハ示威的運動ヲナシ、國家生存上ニ危害アリト見ラル、ノガ如キヲモ云フ。統治權ハ、極メテ廣濶ニシテ、蓋ハ

大權ノ施行

ザル所ナキ國權ナレドモ、大權ハ、他ノ國家機關ニ委セズ。天皇ノ親ラスル政務ニ付テノミ存ス。大權ノ施行ト云フハ、猶ホ行動ト云フガゴトシ。即チ憲法第一章ニ記スルトコロノモノ、主トシテ大權作用ニ屬ス。此クノゴトク説明スルトキハ、人或ヒハ曰ハン、第一章ニ記スル所ニ據レバ、本條ハ、第十四條ト相表裏スト云フベカラズ。勅令權ハ、第九條ノ定ムルトコロ、又官制權ハ、第十條ノ定ムル所タリ。是等ノ大權作用ニ



依リテ、充分ニ本條ニ依リ、國家危急ノ際ニハ、適宜ノ施行ヲナスコトヲ得ベシ。何ゾ必ズシモ第十四條ノ戒嚴ノミヲナシ得ルヲ云ハンヤ。

議會ノ國ノ法上ノ地位

帝國議會ハ、統治ノ機關ナリ。天皇ノ施政ニ協賛スルモノニシテ、主トシテ法律案及ビ豫算ヲ議定スルノ權限ヲ有スル機關ノ作用。飽クマデモ、統治ノ機關ニシテ、統治ノ主體ニアラズ、又客體ニモアラズ。或ヒハ君民共同政治ノ半面主權者ナリト云ヒ、或ヒハ民主說ヲ主張シ、主權在民ヲ說クモノハ、國會ハ、即チ主權ノ存在スルトコロナリト云フ。然レドモ、是等ハ其ノ國ニ應ジテ立テタル說ニシテ、移シテ以テ我が憲法ヲ說クノ資トナスベカラズ。我が國ハ、天皇ヲ以テ、唯一ノ主權者トスルノ觀念ハ、古來一貫シテ替ルコトナク、議會ノ如キハ、憲法ヲ



待テ生シタルモノニシテ、天皇ノ機關タルニ止マリ、何等ノ裁決ヲモナスベキ主權ヲ有セザルナリ。

1、職務

- い、…法律案ノ議定。
  - ろ、…豫算案ノ議定。
  - は、…行政事項ノ承諾。
  - に、…上奏。
  - ほ、…建議質問。
  - へ、…請願ヲ受クルノ權。
  - と、…院内諸般ノ規程ヲ設クルコト。
- 議會ハ、列記事項ニ付テノミ其ノ權限ヲ有シ、其ノ他ニハ權限ナシ。權

口、職務  
權限

2、權限

限ナキ議決ハ、無効ナリ。又之ヲ議シタル議員ニ罪アルニアラズ。何トナレバ無効ノ議決ヲナストモ、其ノ發言ニ關シテ、責ヲ負ハザルベカラザレバナリ。

い、貴族院

貴族院令ノ定ムルトコロニ從ヒ、皇族、華族、國家ニ功勞アリ、又多額納稅者ノ選舉ニ係リ、當選セラレタルモノヲ以テ組織スルナリ。  
各府縣選出ノ議員ヨリ組

二、議會ノ  
概念



組織成立休會解設

1、職務  
權限  
衆議院

成セラレ、衆議院議員選舉法ノ定ムル所ニ依ル。兩院ノ外ニ事務局アリテ、書記官長以下、議院ノ事務ヲ執ルモノニシテ、政府ヨリ設ケタル行政官吏ナリ。其ノ職務ハ議長ノ指揮ニ從フ。

2、成立  
3、休會  
4、解設

次項以下ニ詳解ス。

1、二院制

憲法第三十三條ニ規定スル所ナリ。議會ハ、其ノ性質上、主トシテ立案審議ヲ職トスルトコロノモノナレバ、其ノ執ル所ハ敏速ナランヨリモ、鄭重ナランコトヲ欲シ、單調ナランヨリモ、複雜ニシテ、諸說相闘ハサンコトヲ欲ス。從テ社會ノ各階級ヲシテ、成ルベク其ノ意思ヲ發表セシムルノ精神ニ基キ、一種異様ナル國家機關ヲ設ケタリ。所謂公議ヲ輿論ニ求ムルノ方法、之ヲ措テ又良策ナカルベシ。我ガ國ハ、兩院制度ニシテ、一方ニテハ、天皇ト議會トノ衝突ヲ避ケシムルノ良策タリ。若シ一院ナルトキハ、天皇ノ直轄スル行政政府ハ、議會ト直ニ衝突ノ結果



三、議會ノ成立

ロ、成立

ヲ來タシ、或ヒハ天皇ニ對シテ、忌ムベキ感情ヲ現ハスコトナシト云フベカラズ。故ニ、二者ヲシテ調和ヲ圖ラシメンニハ、別ニ一院ヲ置キテ、其ノ間ニ調和セシムルニ若カズ。是レ即チ至當ノ制度ト云フベシ。

帝國議會ノ法律上、存在スルコトヲ意味ス。故ニ一院ノミ成ルモ、未ダ議會ト云フベカラズ。從テ一院ノ議決承諾アルモ、議會ノ議決承諾ニアラザルナリ。今衆議院解散セラレ、貴族院ハ、停會ヲ命ゼラレタルトキハ、貴族院ハ、議事ヲナスコト能ハズ、サレド議會ハ、成立シ、開會中ナレバ、一院ノ休會ストモ、尙ホ他院ハ議事

ヲナスコトヲ得ベク、議會ノ存否ニ何等ノ關係ヲ及ボスコトナシ。

法律ヲ以テ、規定スル事項ハ、事重大ニシテ或ヒハ私人ノ自由ニ關シ、國家權力ノ行動ヲ制限スル等ニアリシナリ。是レ外國ニ於ケルナリ。我が憲法モ亦茲ニ見ル所アリ。特ニ立法上、法律ヲ以テ、定ムベキ事項ヲ定メタルアリ。或ヒハ否ラズトモ、既ニ法律ヲ以テ、定メタルコトハ、法律ヲ以テスベクシテ 權利義務ノ確保ヲ完ウセントセルモノナリ。既ニ國民ノ權利義務ニ關シテハ、大權ノ施行ヲ自由ニスル場合ノ外ハ、必ズ法律ヲ以テ、之ヲ定メ、法律ヲ以テ、

イ、意義



動カスベシトセリ。從テ議會ノ協賛ヲ臣民ノ權利義務乃至國家機關ノ權限ニ屬スルコト、甚ダ重大ナリ。是ニ於イテカ、議會ハ、自カラ其ノ責任ノ重大ナルコトヲ知ルベク、國家モ亦議會ノ協賛ノ苟モスベカラザルヲ了セザレバ、立憲制ノ美果、或ヒハ收ムルコト能ハザルベシ。

汎ク法律ト云ヘバ、其ノ命令ナルト否ト、成文ナルト慣習ナルトヲ問ハズ、主權者ノ命令ナリト云ヒ、又ハ國民ノ意思ナリト云フモ、本條ニ謂フ所ノモノハ、否ラズ。議會ノ協賛ヲ經テ發スル國家ノ意思ナリ、命令

法律ノ性質

1、法律

ナリト云フノ義ニシテ、此ノ憲法ニ由テ初メテ其ノ意義ヲ定メタルモノナリ。故ニ憲法以前ニ法律ト云ヒシモノモ、此ニ所謂法律ニアラズ。此ノ法律ハ、憲法實施ノ後ニ於イテノミ生ジ得ベキモノナリ。

政府若クハ議院ハ、法律案ヲ提出シテ、議會ノ議ニ附ス。議會ハ、其ノ案ニ對シテ、討論審議シ、或ヒハ原案ノ儘ニ、或ヒハ修正ヲ加ヘ、或ヒハ削減若クハ増添シテ、之ヲ議決ス。



口、解説

2、ノ手  
續 制定

ろ、

法律案ヲ議決且ツ成立セシム  
レバ、即チ協賛アルモノニシ  
テ、天皇ハ、之ヲ裁可シテ、  
法律トナス。

は、

裁可セラレタル法律ハ、國務  
大臣ノ副署ヲ以テ、之ヲ公布  
ス。公布セラレテ、茲ニ始メ  
テ臣民乃至機關ニ遵奉ノ義務  
ト執行ノ職務トヲ生ズ。

天皇ノ立法ニ對シ、議會ノ協賛スル  
作用ヲ云フモノニシテ、天皇ノ申込  
ニ對スル承諾ニモアラズ、同意ニモ

3、協賛

アラズ、議會ノ希望スルトコロヲ表  
示スル作用ナリ。即チ事前ニ生ズル  
モノニシテ、事後ニ之ナシ。我が國  
ハ、飽クマデ立法權ハ、天皇ノ專有  
シ、行使スルトコロニシテ、議會ハ、  
法律ノ内容ニ付テ、其ノ意見ヲ陳ジ、  
希望ヲ述ブルノミ。然レドモ、天皇  
ハ、此ノ希望ヲ述べタルモノニ非ザ  
ルヲ以テ、法律トナスコトヲ得ズ。

此ノ差異ニ付テハ、國法學者ノ所見、  
一定セズ。或ヒハ曰ク兩者ノ別ハ、  
事前ト事後トノ別ニシテ、共ニ議會



ノ同意ヲ意味スト。或ヒハ曰ク、協賛ハ、積極的ニ議會ノ希望スルトコロヲ表示スルヲ云ヒ、承諾トハ、消極的ニ其ノ意義ナキコトヲ表示スルモノニシテ、常ニ政府ノ要求ニ基キテ生ジ、又事前、事後ヲ問ハズ。議會ハ、其ノ要求ニ對シテ、承諾スルカ、承諾セザルカノ二途アルノミニテ、之ヲ修正スルノ權ナシ、云々ト。此ノ前後兩段ノ論ハ、全然之ニ賛成ヲ表スルコト能ハズ。蓋シ承諾ヲシテ欲スルニアラズ、拒ムニアラザル

中間ノ異議ナキモノナリセバ、而モ事ノ前後ヲ問ハズトセバ、緊急勅令ノ承諾ヲ求メタルニ、議會ハ喜デ其ノ發布ヲ欲シタリシモノナラバ、如何。論者ハ、此ノ場合ヲ以テ協賛ナリト云フヤ。又若シ政府ガ、豫算ニ協賛ヲ求メタルトキ、議會ハ、其ノ支出ヲ言フガ儘ニ欲スルニアラザルモ、先ヅ異議ナシトテ通過セバ、如何。此ノトキハ、豫算ニ承諾アリト云フヤ、斯クノゴトキハ、如何ナル論者トイヘドモ首肯セザルトコロナ



註  
協賛  
承諾

ルベシ。承諾ニ修正シタル承諾ナキハ、其ノ事ノ既ニ終リタルモノニ對スレバナリ。事既ニ定マリタルノ後、如何ゾ之ヲ訂正シテ、承諾ヌルコトアリ得ベケンヤ。論者ハ、承諾スルノ否ラザレバ、不承諾ノ二者中、一アルヲ以テ、承諾ノ性質トスルモ、是レ事後ニ來タル自然ノ結果ニシテ、承諾本來ノ性質ニアラザルナリ。協賛ハ議會ノ希望ヲ陳ブル事前ノモノニテ、自カラ修正スルコトアルベク、削除増設シテ、議會ノ意見ノ存

スルトコロヲ示スベシ。茲ニ希望ト云フハ、積極的ニスル意見ヲ云フモノニシテ、必ズシモ欲シ願フノ意ニアラズ。故ニ消極ニ拒否セザル限り、事ノ作爲ヲ成サントスルモノハ、希望ナリ。承諾ハ、事後ノ協賛ト云フベシ。此ノ二者ノ法律上ノ效力ニ至テハ、大ニ相異ナルモノアリ。立法ニ對スル協賛ハ、以テ法律案トナスベク、豫算ニ對スル協賛ハ、以テ歳入、歳出ノ範圍ヲ定ムベキナリ。第八條ノ緊急勅令ニ對スル承諾ハ、勅



令ヲ發シテ法律トナスニアラズ。其ノ效力ヲ將來ニ存續セシムルモノナリ。豫算外支出、豫算超過ニ對スル承諾ハ、將來ニ關スルモノニアラズシテ、既往ノ支出ニ賛同スルノ意思ヲ表示スルモノナリ。承諾ノ有無ハ、支出ノ效果ニ何等ノ影響ヲ及ボスコトナシ。

議院ノ法律案ニ對スル議決

兩議院ハ、各別ニ政府ヨリ提出スル法律案ヲ議決スルコトヲ得。其ノ提出ノ先後ハ、之ヲ問ハズ。又各院ハ、法律案ヲ提出スルコトヲ得。元來法律案ヲ提出スルハ、法規ヲ設ケテ、取締ヲナシ、權限ヲ定ムルノ要アレバナリ。其ノ要用ナルヤ、否ヤヲ見ルハ、主トシテ政府ニアリ。或ヒハ時代ニ依リ、地方ニ依リ、民情文化ノ變遷ニ伴ヒテ、法規ヲ設クルノ要アルベク、或ヒハ既ニ存スルモノヲ變更スルノ要アルベシ。是等ハ、行政



議院ノ法律ニ對スル提出權

提出ノ權

官府ノ掌ル所ニ應ジテ、視察熟慮スベシ。從テ法律案ヲ提出スルハ、政府ニアルヲ原則トス。議院自カラ法律案ヲ提出スルヲ得ルモノトシテ、之ヲ提出スベシトセズ。是レ法律案ヲ提出スルハ、本來政府ノ職務ニ屬スレバナリ。

未ダ法規トナラザル草案ヲ云フ。法律案ハ、國法上何等ノ效果ナシ。唯議會ノ議決ニ附シ得ベキノミ。法律案ヲ作成シ、之ヲ議決スルハ、立法手續ノ經過ニシテ、未ダ立法ニアラ

2、法律案

ズ。法律ハ、天皇ノ裁可ニ依リテ、成ルモノニシテ、嚴正ニ之ヲ云ヘバ、議會ノ協賛ヲ經タルモノ、始メテ法律トナリ得ベキ草案ト云フベク、從テ議院ニ提出スルモノハ、法律案ノ案ト云フコソ至當ナルベケレ。然レドモ協賛ノ前後ヲ問ハズ、法律案ト稱シ、別ニ案ノ案ト云フモノナシ。

憲法第三十九條ニ法律案否決ノ效果ヲ定ムルモノアリ。是ハ時勢ト人情トニ於イテ、止ムコトヲ得ザルナリ。



二四

法律案  
提出及  
建議  
ノ權

3

法律  
案否  
決ノ  
效果

何トナレバ、一タビ一議院ニ於イテ、  
否決シタルニ、更ニ之ヲ議ニ付シ、  
協賛セムコトヲ望ムハ、憲法ハ、自  
カラ議會ノ議決ノ反覆センコトヲ望  
ムモノナリ。故ニ一タビ否決セルモ  
ノハ、兩院同一ノ議決ヲ見ルコト能  
ハズトナシ、同會期中ニハ再ビ提出  
スベカラズトス。

憲法第四十條ニハ、議院ニ建議ノ權  
ヲ認メタリ。抑モ建議ハ、立法ニア  
ラズ、行政ニアラズ、況ンヤ司法ヲ  
ヤ。建議ハ、將來ノ立法其ノ他、行

1、  
意義

政事項ニ關シ、其ノ施設變更セラレ  
ンコトノ意見ヲ政府ニ開陳スルモノ  
ヲ云フ。其ノ意見ノ直ニ行ハルルヤ、  
否ヤハ、建議ノ性質ニ關セズ又政府  
ハ、必ズシモ、其ノ建議ヲ採用シテ、  
意見ノゴトク施設變更スベキノ義務  
ナシ。唯議院ノ建議シ得ルノ權限ヲ  
認メタルナリ。然レドモ一タビ建議  
シテ、其ノ意見ノ容レラザルモノ  
ハ、同會期中ニ建議スルコトヲ許サ  
ズ。然レドモ、政府ハ、議院ノ建議  
ニ對シテハ、一顧スルトコロナカル



建議ノ權

ベカラズ。或ヒハ施政ノ弊ヲ指摘スルコトアルベク、處置ノ緩慢ヲ責ムルモノアルベシ。斯クノ如キハ、政府ハ、宜シク猛省シテ、其ノ當否ヲ審案シ、急ナルハ之ニ應ジ、足ラザルハ之ヲ補ヒ、吐哺握髮以テ其ノ行政上ノ任務ヲ完ウスベシ。是レ建議ノ權ヲ認メタル所以ナリ。

是ハ、政府ノ爲シ、又ハ爲サザルコトヲ得ル權限内ノ事ニ付テ、之ヲ建議スベク。三十名以上ノ贊

建議ノ場合

成ヲ得テ、始メテ議題トナスコトヲ得ベシ。

憲法第四十條ニ採納ヲ得ザル者トアリ。是レ其ノ建議ニ由リテ、意見ヲ實施セザル場合ヲ云フ。如何ナル程度ニ及ンデ、採納トナルヤ否ヤハ、明定シ易カラズ。之ヲ要スルニ、大體ノ本旨ニシテ用ヒラルレバ、採納セリト云フベシ。之ニ反シテ、

2、建議

採納ヲ得ザルモノ



政府ニ強イテ、何等ノ施設ヲモ爲スコトナク、其ノ意見ヲ願ミザルコトアラバ、即チ採納セラレザルモノナリ。會、政府ト、議院ノ意思ノ同一ナリシタメ、政府ノ爲ストコロヲ目シテ建議ヲ採納セリト云フベカラズ。

議會ノ開會、閉會、停會、解散等ハ、天皇ノ命令ニ基クベキモノニシテ、其ノ權ヲ行フ方法ハ、兩院同時ニスベク、一院ニ命ジテ、他院ニ命ゼ

二五、  
開閉會  
解散會

イ、意義

ザルトキヲ示セリ。但シ、解散ハ、衆議院ニノミ存シ、貴族院ニハ、之ニ伴フ一種ノ停會アルコトヲ規定ス。蓋シ是等ノ規定ハ、議會ノ兩院ヨリ成立スル自然ノ結果ト云フベク、解散ハ、其ノ趣、兩院ノ間ニ同ジカラザルヲ以テ、別ニ明定スル所アルヲ要ス。

1、休會

各院ノ隨意ニナスベキモノニシテ、法律上敢テ不法ナルニアラズ、議院ノ權限内ノ行爲タリ。  
議員ノ資格ヲ其ノ任期ニ先キタチテ、一般ニ剝奪スルヲ云フ。故ニ開會中ナルト、閉會中ナルトヲ問ハズ、

論



口、解説

2、解散

苟モ議員ノ資格ニシテ存在スル上ハ、之ヲ剝奪スルコトヲ得ベシ。議院ニ於イテ、相當ノ義務ヲ盡スコト能ハズト見レバ、天皇ハ、其ノ意見ニ依リテ、之ヲ解散スルナリ。解散ハ、其ノ性質トシテ、必ズシモ衆議院ノミニ限ルベカラズ。貴族院ニモ之ヲ行ヒ得ベシ。然レドモ、我が憲法ハ貴族院ニ命ズルニ停會ヲ以テスルコトナセリ。

衆議院ニシテ解散ヲ命ゼラルルトキハ、同時ニ貴族院ハ、停會ス。一方

3、停會

解散セラルレバ、議會ナキナリ。故ニ貴族院ニ對シテハ、停會ヲ命ズ。此ノ停會ハ、普通ノ停會ト異ニシテ、普通ノ停會ハ、兩院同時ニ行ヒ、且ツ開會中ニ於イテノミ行ハル。解散ニ伴フ貴族院ノ停會ハ、貴族院ノミニシテ、必ズシモ閉會前ナラズ。

イ、議員選舉

新ニ議員ヲ選舉スルモノニシテ、前議員ヲ選舉スベカラズトノ意ニアラズ。必ズヤ、解散ノ日ヨリ五ヶ月以内ニ之ヲ召集スベキモノトス。是ハ、會期ノ上ニ於イテ、重要ナル關係アレバ、之ヲ定ムルノ要アリ。之ニ關シテハ、國法學者



二六、解散後ノ議會

四、性質

中、異論アリ。或ヒ云ハフ、一種特別ノ議會ナリト。或ヒハ云フ、臨時會ナルコトアリ、通常會ナルコトアリト。實際ノ實例ハ、第一說ニ依ルモノナレドモ、此ノ二者ノ何レニモ賛同ノ意ヲ表スルコト能ハザルナリ。元來臨時會ハ臨時必要アル場合ニ於イテ、特ニ召集スルモノナレバ、必ズ議會ニ付スベキ議案ナクンバアルベカラズ。然レドモ、解散後ノ議會ハ、規定ノ結果ナリ。議事ノ存スルト、否ト、事ノ急要アルト否トハ、問フトコロニアラザルナリ。故ニ事實或ヒハ臨時會ト稱スベキ緊急ノ要件ノ存スルコトアルモ、是レ偶然ノコトニシテ、直ニ議會ヲ目

シテ、臨時會ナリト稱スベカラズ。去リトラモ、  
憲法ニハ、一種特別ノ議會アルコトヲ認メズ。  
憲法ハ、常會ト臨時會トノ二ヲ認ムルノミ。故  
ニ解散後ノ議會ヲ目シテ、常會ト云フ。從テ其  
ノ會期ハ、三ヶ月ヲ下ルベカラザルナリ。

議事ハ、兩議院ニ於イテ、各其ノ議  
員三分ノ一以上出席スルニアラザレ  
バ、議事ヲ開キ、議決ヲナスコトヲ

1、ノ要件

得ザルナリ。此ノ數ハ、最小限度ニ  
於イテスルモノニシテ、所謂常足數  
ナリ。之ヲ下リテ議事ヲ開クモ、其  
ノ議決ハ、憲法上無効ノモノタリ。



ろ、議事

2、議決方法

多數ノ合議制ニ於イテ、意思ヲ決定スルニハ、多數ノ向フトコロニ依リテ、之ヲ決スルハ、實ニ止ムヲ得ザル制度ニシテ、何レノ國ニ於イテモ、然リトス。唯、頭數ヲ基トスルカ、權利數ヲ本トスルカハ、相異ナリトイヘドモ、歸スル所、多數ニテ決スルハ皆一ナリ。故ニ議員總數ノ三分ノ一以上ノ議員ノ出席スルトキハ、議事ヲ開クコトヲ得ベク、其ノ出席員數ノ過半數ヲ以テ、議決ス。此ノ可否同數ナルトキハ、議長ノ決スル

トコロニ依ル。

二七、議會ノ議事

1、公開

議會ハ、國務ニ參與スル審議ノ機關ナリ。討論熟議ノ府ニシテ、衆智ヲ鬪ハシ、衆意ヲ問フトコロニシテ、其ノ議公明正大ナルベシ。一方ニ於イテ、大政參與ノ極メテ公平ニシテ、國政ノ如何ニ參劃セララルヤヲ知ラシメ、一方ニ於イテハ、人ヲシテ其ノ討議ノ如何ト、隱密私專ノ議ヲナサザルコトヲ目撃セシメ、傍ラ議員ヲシテ、忠實ニ其ノ職ヲ盡スノ念ヲ起サシメンニハ、之ヲ公ニ傍聽セシ

論

各



會議ノ公開ノ秘密

2、秘密會

ムルノ方法ヲ取ルニ如クハナシ。是ニ於イテカ、憲法第四十八條ハ、會議ノ公開セラルベキコトヲ保障セリ。

議事ニシテ、或ヒハ國家ノ秘密ニ屬シ、皇室ノ内事ニ及ビ或ヒハ議員ノ私事若クハ風俗ニ關スルヨリ之ヲ公開スルハ、却テ不利ナルコトナシトセズ。故ニ特ニ公會ノ例外ヲ設ケタルナリ、サレド之ヲ秘密ニスルニハ、政府ノ要求アルカ、又ハ議院ノ自カラ欲スルトコロニ依ルベシ。此ノ秘

密會ノ事項ハ、別ニ定ムルトコロニアラザレバ、限定セラルルコトナク、議院ノ欲スルガ儘ナリト云フベシ。然レドモ、公開ニスルヲ原則トスル以上ハ、止ムコトヲ得ザル場合ノ外、之ヲ秘密トナスベカラズ。



1、

國務大臣ハ、法律、勅令、其ノ他詔勅ニ副署スルノ義務ヲ有シ、其ノ副署ニ依リテ、天皇ノ國政上ノ行爲タルコトヲ示ス。然レドモ、其ノ副署ハ大臣ノ職責ナリ。

2、

又各部行政ノ長官タルヲ例トシ、現ニ我が邦ニ於イテモ、然リトイヘドモ、其ノ長官タルコトハ、必ズシモ伴フベキ要件ニアラズ。

入テハ天皇ヲ補弼シ、副署ノ職ヲ盡シ、出デテハ、行政各部ニ長トシテ施政ノ任ニ當リ、主トシテ命令權ノ作用ヲナスヲ以テ、其ノ職トス。故

3、

他ノ統治機關トノ關係

ニコレヲ他ノ統治機關タル帝國議會ニ比スルニ、彼ハ、命令作用ナク、直接民人ト接セズ、主トシテ法律豫算ノ議定ヲ以テ、其ノ職トスルモノトハ、大ニ異ナレリ。然レドモ、其ノ間行政府ト議會ト相待テ初メテ國政上ノ重要ナル事項ヲ定メ、臣民ノ權義ヲ明ラカニシ、之ガ執行ト施行トニ要スル細則ヲ細メ、或ヒハ警察處分ヲ慎重ニスル等、此クノ如クニシテ、政治ノ要ヲ完ウスト云フベシ。若シ夫レ裁判所ト大臣トハ、全ク其



ノ趣ヲ異ニス。彼ハ、法ノ適用ヲ唯一ノ目的トス。此ハ行政ノ長官トシテハ、元ヨリ法ヲ適用スレドモ、是レ施政ノ準備ニシテ、唯一最終ノ目的ニアラズ。彼ハ、犯則者ヲ罰シ、訴訟ニ由ル判斷ヲ下ス。此ハ犯則ヲ豫防シ、危難ヲ救護スルノ途ヲ取ル。此ハ、法ノ確認ヲ主トスレハ、別ニ事項ノ殖産、工業、交通、經濟等ナルヲ眼中ニ置クコトナキニ反シ、此ハ主トシテ、是等ノ事項ヲ以テ、其ノ職務ノ要トス。彼ハ、法規ノ監守

者タリ。此ハ、法規ノ範圍内ニ於ケル自由活動ノ施政者ナリ。

天皇ノ行爲ヲシテ、國法上ニ於ケル行爲トナスガ爲メニ、必要ナル形式ナリ。然レドモ國務大臣ノ副署ハ、天皇ト合意シテ、之ヲナスニアラズ。又天皇ノ行爲ヲ是認スルニアラズ。例ヘバ法律案ノ裁可ニ依リテ、法律ハ、成立ス。而モ大臣ノ副署アルニアラザレバ、之ヲ公布スベカラズ。之ヲ公布スルモ、形式ヲ缺クヲ以テ、其ノ効ナシ。臣民ハ、形式アル公布



イ、國務大臣

3、國務大臣ノ副署ノ性質

ニ依リテ、始メテ遵由ノ目標ヲ得ルモノナリ。此ノ目標ハ、即チ大臣ノ副署ニシテ、天皇ノ公布ヲシテ、國法上ノモノトナス。天皇ハ、法律ノ裁可及ビ公布ヲ命ゼラルルコトハ、憲法ノ明定スル所ナリ。故ニ大臣ノ副署ハ、法律ノ副署ニ缺クベカラザル形式ニシテ、天皇ノ公布ヲ命ズルトキハ、必ズ之ニ副署セザルベカラザルナリ。然レドモ、若シ天皇ノ命ズル事項ニシテ、或ヒハ憲法ニ違背スト思惟スルトキハ、大臣ハ其ノ職

ヲ守リテ、之ヲ諫止スベシ。是レ實ニ君ヲ以テ君タラシムル所以ニシテ、補弼ノ道亦之ニ外ナラズ。若シ此ノ諫止ニシテ、用ヒラレズンバ、骸骨ヲ請フテ冠ヲ掛クルノ外ナカルベシ。

大臣ノ職務ハ、天皇ヲ補弼スルニアリ。補弼ストハ、天皇ノ親政ニ對シテ、上奏、諫止スルコトアルベク、實ニ我が君ヲシテ君タラシムルノ道ヲ盡スニアリ。故ニ天皇ノ行爲ニシテ、憲法ニ反スルガ如キコトアラン



4、  
國務大臣ノ職責

カ、大臣ハ、之ニ對シテ言上スベキハ勿論、補弼シテ君ヲシテ過ナカラシメンコト、是レ大臣ノ職ナリ。其ノ補弼ノ外ニアラハレタルモノハ、即チ副署ナリ。然レドモ、副署ノミヲ以テ職務トナスニアラズ。副署ハ、補弼ノ形式ヲ示ス。故ニ副署ナクトモ補弼アリ。大臣ノ責任ハ、天皇ニ對シテ負フコト、元ヨリ明ラカナリ。主權ノ存スル所ハ、天皇ニシテ、天皇ハ、統治ノ主體ナリ。責任ハ、主體ニ對シテ負フベキコト、元ヨリナ

リトス。大臣ノ職責ハ、政治上ナルコト及ビ大臣自カラ行爲ニ基クコトハ勿論ナリ。

大臣ノ責任トシテ論ズベキハ、政治上ニ於ケルモノナリ。之ヲ約言スレバ、職務上ノ責任ト云フニ若カズ。官吏トシテハ、或ヒハ他ノ官吏ト等シク、特別罪アリ。民法上ニハ、私人トシテノ責任アリ。公法學者ノ說ニ曰ク、大臣ノ責任ニ付テハ、我が憲法ハ、主觀的責任ヲ定メ、未ダ客觀的ニ之ヲ制裁スルノ方法ヲ定メズ

二八、  
國務大臣ト樞密顧問



云々ト。然レドモ、我ガ憲法ハ果シテ主觀的責任ノミヲ定メテ、客觀的制裁ヲ定メズト云フニトヲ得ルヤヲ疑フ。憲法第五十五條ニ於イテ、其ノ責ニ任ズ、トアリ。補弼ヲ誤ルトキハ其ノ責アルコトハ、明ラカナリ。其ノ責ハ、元ヨリ天皇ニ對シテ負フノ外、又負フベキ人ナシ。議會ト云ヒ、裁判所ト云ヒ、共ニ國家ノ機關ナリ。國務大臣モ亦統治機關ナリ。是等ノ同等ナル機關間ニ、其ノ責ヲ問フベキ理由ナク、又責ヲ負フベキ

5、  
國務大臣ノ責任

理由ナシ。歸スルトコロ、責ヲ負フハ、唯、上、天皇御一人アルノミ。其ノ責ヲ負ハシムルニ、如何ナル制裁ヲ以テスルヤハ、一ニ天皇ノ御思召ニ存スルモノニシテ、憲法ニハ、其ノ明定ナシ。廣ク、其ノ責ニ任ズ、トアリ。サレバ、天皇ニシテ、如何ナル方法ヲ以テ、之ヲ罰セントスルモ、其ノ欲スルトコロノ儘ナリ。統治機關中、官吏ノ懲戒ノゴトキハ、憲法第二十三條ノ所謂處罰ニアラズ。風紀ノ維持ナリ。別ニ法律ヲ以



テスルノ要ナシ。唯、天皇ノ命令ニテ之ヲ定ムルコトヲ得ベシ。泥ンヤ、免職ノ如キハ、天皇ノ任免權ニ基クモノニシテ、制裁ノ大ナルモノナリ。争デカ制裁ノ方法ナシト云フベケンヤ。或ヒハ云フ、大臣ハ、國君ニ代リテ、其ノ責ニ任ズ。何トナレバ、國君ハ、唯、調和者ノミト云フモノアレドモ、我ガ憲法上ニ於イテハ、此ノ說ハ、容レラレズ。若シ天皇ニ代テ、其ノ責ニ任ズトセバ、天皇ニ不可侵權アルコトヲ認メザルニ至ル

ベシ。天皇ニ責任アルコトヲ豫見スルナリ。然レドモ元來天皇ニハ、責任ナシ。大臣ノ責任ハ、大臣自カラノ職務上ニ於ケル責任ナルコトヲ忘ルベカラズ。

憲法上ニ於ケル職務ハ、天皇ノ諮詢ニ對ヘ、重要ナル國務ヲ審査熟議スルニ在リ。此ノ機關ノ設ケラレタル理由ハ、政府及ビ議會ノ中間ニアリテ、天皇ノ解釋ト議決ヲシテ、不偏不黨公平至純ニ中セシメンガタメナリ。故ニ、顧問ハ別ニ命令ヲ發スル



口、  
樞密  
顧問

1、  
概説

ノ用ナシ。唯、天皇施設ノ參考ニ資  
スルノミ。即チ内部ニアリテ、天皇  
ヲ參翼シ、我が君ヲシテ君タラシム  
ルモノナリ。其ノ諮詢ニ答フト云フ  
ハ、天皇ノ下問アルゴトニ、至公至  
平ト達識トヲ以テ、之ニ奉答スルノ  
ミ。其ノ意見ノ採擇セラル、ヤ、否  
ヤハ、又關スルトコロニアラズ。重  
要ナル國務ニ至テハ、其ノ職務トシ  
テ審議スルノ責任アリ。

い、  
皇室典範ニ於イテ、其ノ權限  
ニ屬セシメタル事項。

2、  
官制  
ニ定ル  
ム審議  
スベキ  
一務斑

ろ、  
憲法ノ條項又ハ附屬法律、勅  
令ノ草案又疑義。

は、  
憲法第十四條戒嚴ノ宣告第  
八、七十條ノ勅令、其ノ他罰  
則アル勅令。

に、  
列國交渉ノ條約及ビ約束。

ほ、  
樞密院官制及ビ事務規程ニ關  
スル改正事項。

へ、  
其ノ他臨時諮詢セラル、事  
項。



司法裁判所ハ、憲法上ニ於ケル統治ノ機關ニシテ、國務大臣、帝國議會ト、其ノ地位ヲ同シウス。故ニ司法裁判權ノ主體ハ、天皇ナリ。裁判所ハ、單ニ之ヲ行フノミ。即チ天皇ノ委任ニ基キ、權限ヲ有スルノミ。其ノ委任ハ、憲法ニ依リテ定マリ、裁判所ハ、其ノ職務ヲ行フベク、天皇ハ之ヲ自カラスルコト能ハズ。此ノ司法權ハ、主權分立ノゴトク、裁判所ハ、裁判權ノ主體ナリト云フニアラズ。其ノ職トスル所ノモノハ、主トシテ法規ノ適用ニアリ、處分ヲナスコト稀ナリ。之ニ反シテ、行政府ハ命令ヲ發スルト、自由裁量ノ範圍廣ク、偶々法ヲ適用スルコト

司法  
裁判  
所ノ  
國法  
上ノ  
地位

トアルモ、是レ唯一ノ最終目的ニアラズ。他ノ目的ノ準備タリ。裁判ハ、法ノ確認ヲ各個ノ場合ニナスモノニシテ、法ヲ適用スルコト、唯一ノ目的ナリ。世間動モスレバ、國家行爲ヲ別テ、立法、司法、行政ノ三トス。立法、行政ハ、既ニ説ケリ。司法ト云ヘバ、裁判ト同一義ニ用ヒラル、ガ如シ。其ノ本來ノ性質ヲ案ズルニ、司法ハ、民事事ノ訴訟ニ關シテノミ用ヒ、裁判ト云フハ、行爲ニシテ而モ法規ノ確認ヲナスモノヲ總稱スルガ如シ。故ニ、司法ト云ヘバ、裁判ヨリモ狭キガ如ク、又裁判ト云ヘバ、司法ヨリ其ノ性質ノ異ナルガ如シ。是レ一ハ、其ノ裁判



ノ基クトコロヲ云ヒ、一ハ、其ノ行爲ノ性質ヨリ論ズレバナリ。憲法ニ司法ト掲グルモノハ、即チ司法裁判ト云フ義ニシテ、民刑ノ訴訟ニ限レルガゴトシ。

1、

司法裁判ノ制度ハ、其ノ萌芽、社會發達ノ初期ニアリテ、何々ノ世ニテモ、而モ團體ヲナセルモノニ之ヲ採ラザルハナシ。蓋シ之ナケレバ、一團體ノ平和ヲ永久ニ維持スルコト能ハザレバナリ。明ラカニ司法裁判ノ制度トシテ見ルベキモノ、存セシハ、羅馬國ノ古代ニ當リ、人民相集マリテ、彈劾主義ニ原キ、罪人

2、

ヲ糺彈シタルニ淵源ス。其ノ主義一盛一衰シテ、プレートトルナド稱スル司法官ヲ生ズルニ至リテハ、裁判ノ制度モ、完備スルニ至レリ。漸次其ノ制度ハ、中古ニ及ビ佛、獨等ニ行ハレ、終ニ東洋ニモ、其ノ制度ノ餘響ヲ來タシ、我が初亦歐洲ニ模倣セリ。

3、

由來我が邦ニテモ、裁判ノ制ハ、封建時代ハ勿論、其ノ以前モ行ハレ、訴訟法ノ手續ハ、之アリシナリ。唯、歐洲風ノ裁判制ヲ執リタルハ、實ニ維新以後トス。



由來

4、維新前ハ、此ニ論ゼズ。維新ノ初、刑法官ヲ説ケテ、司法ノ事務ニ當ラシメシガ、次デ明治四年、東京裁判所ヲ置ケリ。明治五年、開港場裁判所ヲ設ケ、次ニ司法裁判所、府縣裁判所、區裁判所ヲ設ケ、控訴、覆審等ヲ許ス。

6、明治八年、大審院ヲ設ク。

7、二十三年、裁判所構成法ヲ以テ、今日ノ裁判組織トナレリ。

憲法ニ定ムル所ノ裁判所ノ沿革ハ、主トシテ歐洲諸國ノ制度ニ倣ヘルモノニシテ、外國ニ於イテ、三權分立論ノ一時旺

8、盛ナル頃、其ノ結果トシテ行政權、立法權、司法權ト稱シテ、各個獨立ノ權力、一國內ニ存スルガ如ク看做セルモ、今ハ、否ラズ。此ノ三權ハ、分立スルニアラズ。合シテ天皇統治權ノ一部ヲナスモノナルコト、明カナリトス。

9、今日尙ホ司法權ト云フモノハ、唯、其ノ語ヲ假リタルノミ。精神ハ、全ク之ニ反ス。

10、裁判ハ、即チ主權者ノ精神ノ發表トシテ、其ノ意思ハ表ハレテ、法規ニアリ。法規ヲ以テ規矩トシ、各個ノ場合ニ適應シ、



行政裁判所ト特別裁判所トノ別

行政裁判所モ、裁判ヲナス官府ナレドモ、司法裁判所トハ、全然別種トス。彼ハ、行政官府ニシテ、司法機關トハ、混同スベカラズ。特別裁判所ハ、民事、刑事ヲ司ルモノナレドモ、普通司法裁判所トハ之ヲ別ツ。即チ陸海軍々法會議ノ如キ、領事裁判ノ如キ、商事裁判ノ如キハ、裁判ニ屬スレドモ、普通稱シテ司法裁判所ニアラズ。特殊ナル裁判トシテ、

之ヲ確認スルハ、即チ裁判官ノ職務ナリ。

憲法ハ、之ヲ規定セリ。憲法ニ於イテ、統治ノ機關トスルモノハ、普通司法裁判ノ規定ニシテ、第二十四條臣民ノ裁判ヲ受クル權利トハ、密接ニ關係スルコトヲ了スベシ。國家ノ機關ハ、各其ノ職責ヲ有シ、其ノ權限内ニ於イテハ、充分ニ聽務ヲ行フベク、又行ハザルベカラザルノ責任アリ。然レドモ、其ノ權限ハ、果シテ如何ナル程度、範圍ニ及ブベキヤハ、明瞭ナラザルコト往々ニシテ、之アリ。從ツテ甲乙ノ官府間ニ



行政 裁判 所ト 特別 裁判 所ト 及ビ ノ別 權限 爭議

或ヒハ自己ノ權限内ト云ヒ、或ヒハ否ラズトシテ、權限ノ爭議ヲナスコトトアリ、然レドモ、國家ノ意思ハ、其ノ事項ニ依ル、唯、一ノ官府ニヨリテ、表ハレザルベカラズ。故ニ、其ノ間ノ爭議ヲ決定スルノ方法備ラザレバ、或ヒハ國務ノ曠廢ヲ來タシ、或ヒハ双方確執ヲ設ケテ、其ノ爭ヲ裁決セシム。廣義ノ權限爭議ハ、行政官府間ニ於ケル爭ヲ含メドモ、是ハ學者ノ稱シテ、主管爭議ト稱スルモノニシテ、眞ニ權限爭議ト云フベ

二九、 司法ノ 概念

2、 權限 爭議

カラズ。眞ニ權限ノ爭議アルハ、司法裁判所ト行政裁判所又ハ行政官府トノ間ニアリ。現行法ハ、多少之ニ關スル規定ノ存スルコトアルモ、其ノ不完全ナルコトハ、言フヲ待タズ。行政裁判所ト行政官府トノ爭議ニ付テハ、前者ハ、自己ノ權限ヲ決定スルノ權能ヲ有スルコトアリ、自カラ此ノ爭ヲ生ズルコトナシ。唯、行政裁判所ト司法裁判所トノ爭議、又ハ司法裁判所ト行政廳トノ爭議ハ、別ニ決定スルコトナカルベカラズ。之ヲ



爲サシムルニハ、樞密院ヲシテ、之ニ當ラシムトスレドモ、元ヨリ假規定ニシテ、早晚一定ノ權限爭議裁判所ヲ設クルノ精神ナルベシ。若シ夫レ司法裁判所間ニ於ケル權限ヲ決定スルニ至テハ、別ニ裁判所構成法ノ規定アリテ、其ノ第十條ニハ、明ラカニ之ヲ定メタリ。主管爭議ハ、或ヒハ上級官府ニテ定ムルアリ。若シ數省ニ涉ルトキハ、內國會議ヲ以テ、之ヲ定ムルアリ。之ヲ要スルニ、權限爭議裁判所ノ設置ハ、目下ノ急務

ニシテ、更ニ急ナルハ、樞密院ノ裁判方法ニ付テ、手續ヲ定ムルニアリ。

法律ノ果シテ國法上有効ナルヤ、否ヤヲ審査スル權限ニ付テハ、各國之ヲ規定セザルハナシ。假令規定セザルモ、慣習ノ法アリ。之ニ反シテ、我が國ニテハ、一モ見ルベキモノナシ。新ニ裁判所ノ審査權ニ付テハ、更ニ知ルベカラズ。一二學者ノ議論ニ任ズルノ外



1、  
形ノ外 法例

い、  
ナキナリ。私ニ信ズルトコロニ依レバ、裁判所ハ、法律命令ヲ適用スルノ職務ヲ有スレバ、法律ノ外形、即チ形式ニ付テ、審査ノ權アルコトハ、疑フベキナシ。其ノ形式ト云フハ、法律ニ裁可アリヤ、否。公布ノ形式ノ備ハルヤ、否。覆署アルヤ、否ヤヲ審査スベキナリ。若シ其ノ一ヲ缺クトキハ、法律ニアラズトシテ、之ヲ適用セズシテ可ナリ。

ろ、  
命令モ亦法律ト同ジク、各種ノ勅令其ノ他、閣令、省令等、一ニ相當ノ形式ヲ備ヘザレバ、有効ナル命令ニアラズトシテ、適用セザルコトヲ得。蓋シ其ノ職務ヲシテ適用スベキ法令ハ、國法上、有効ナル法令ナルベケレバナリ。或ヒハ曰ク、法律ノ實質ハ、審査スベカラザルモ、命令ハ、之ヲ審査スルコトヲ得ト論ズル學者アリ。抑モ法律ノ實質



ニ、  
裁判所ノ  
審査權

ハ、裁判所之ヲ審査スベカラズ。何トナレバ、裁判所ハ、モトヨリ、憲法法律ノ下ニアリテ、之ガタメニハ、飽クマデ拘束セラル、モ、裁判所ハ、憲法ノ適用ヲナスニアラズシテ、法律ノ適用ヲナス所ナリ。故ニ其ノ適用スベキ法律ノ實體ガ、或ヒハ憲法ノ規定ニ反スル所アルヤ、議會ノ協賛ガ、正當ナリシヤ、否ヤハ、審査スベキ限リニアラズ。法律ノ

い、

2、  
實質  
ノ  
審査

形式ダニ具備スルトキハ、之ヲ適用スベシ。緊急勅令亦法律ト撰ブトコロナシ。其ノ他ノ命令ニ至テハ、憲法第九條ノ行政命令ナラザル限リハ、別ニ法律ノ下ニアル命令ニアラズシテ、法律ト相並ビテ、憲法上國家ノ命令ナリ。故ニ法律ト同一ノ理由ニ基キテ命令ノ實質ハ審査スベカラズ。

第九條ノ命令ニ至テハ、大ニ

論



其ノ趣ヲ異ニス。此ノ命令ハ、法律ヲ變更スベカラザルモノニシテ、裁判所ハ同シク此ノ命令モ適用スレドモ、法律ノ適用執行ニ牴觸スル命令ナリトセバ、甲ニ從フカ、乙ニ從フカ、其ノ一アルベキモノナレバ、効力ノ強キ法律ノ精神ヲ適用スルノ外ナシ。從テ此ノ牴觸セル命令ハ、効力ナキモノトシテ、適用セラレザルコトアルベシ。是レ裁判所

は、

ノ職務ト、憲法第九條ヨリ來タル自然ノ法理ニシテ怪ムニ足ラザルナリ。

ホ、  
官ノ  
裁判  
獨立

裁判官ハ、獨立ナリト云フ意義ニ付テ、或ル學者ハ曰ク、裁判官ハ、其ノ官職ニ付キ、保障セラレタルモノニシテ、理由ヲ示スニアラザレバ、免職セラル、コトナキ、是レ其ノ獨立ナル所以ナリト。又或ル學者ハ曰ク、獨立トハ、裁判官ノ解釋權ニ關スルモノニシテ、其ノ解釋ハ、行政廳ノ容喙ヲ許サズ。獨立ニ解釋スルコトヲ得ルト云フニアリ。思フニ此ノ二者ヲ併セテ獨立ト稱スト信ズ。蓋シ裁判官ハ、行政府ノ配下ニ

論



立タズ、獨立シテ其ノ見解ヲ行フコトヲ得ベク、又行政廳ノ爲メニ、其ノ免官、減俸等ヲ妄ニセラレザルナリ。之ヲ要スルニ行政府ヨリ全然隔離シテ、大權ノ下ニ隔離セラレザルヲ意味スルモノニシテ、官職ト見解ノ獨立コソ、眞ニ獨立ト云フベキナリ。

イ、  
司法  
權ノ  
主體

司法權ハ、統治權ノ一部ヲナシ、天皇ニ屬スル權ナリ。之ヲ行使スルハ、裁判所ニ於イテ爲ス。即チ裁判所ハ、統治ノ機關ニシテ、統治ノ主體ニアラズ。故ニ司法權ノ主體タル天皇ノ名ニ於イテノミ之ヲ行フモノナリ。名ニ於イテ、之ヲ行フト云フハ、天皇ノ憲法上ノ委任ニ基クヲ云フモノニシテ、裁判所自カラ之ヲ行フモノニアラズ。然レドモ、憲法ニ此ノ規定アル以上ハ、司法權ハ、必ズ裁判所ヲシテ行ハシムベク、又之ヲ行ハザルベカラズ。故ニ、天皇ハ、憲法ヲ改メザル限リハ、自カラトイヘドモ、之ヲ行フベカラズ。裁判所ハ又之ヲ他ニ委スベカラザルナリ。



三〇、司法權ノ行使

司法權行使ノ方法

法律ノ定ムルトコロニ基クベシ。故ニ、憲法ノ明文ニハ、法律ニ依リトアリ。

司法權ハ、如何ナル裁判所之ヲ行フベキヤ。其ノ組織等級等ノ如キハ、別ニ構成法ヲ以テスルコトヲ保障シ、而モ其ノ法規ハ、必ズ法律ナルベキヲ明ラカニシ、以テ裁判所ハ、他ノ行政官府ノ一般ニ天皇ノ官制權ニ原キ、命令ヲ以テスルモノナルト異ナルヲ示セリ。且ツ裁判所ハ、國家重大ノ機關ニシテ、妄リニ命令ヲ以テ動カサルヲ保證スルナリ。憲法第二十四條ニハ、法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クル權ヲ官民

司法權行使ノ權關

ニ與ヘタルノ結果トシテモ、亦法律ヲ以テ、規定スベキノ必要アリ。

司法裁判所ノ職務ハ唯司法裁判ヲナスノミニ止マルベキヤ

憲法ハ、裁判所ヲシテ司法權ヲ行ハシメテ、其ノ組織、權限等ノ細目ハ、別ニ構成法ヲ以テ、明ラカニスベキコトヲ示ス。憲法ハ、唯積極的ニ裁判所ノ行フベキコトヲ定メ、其ノ他ノ事項ハ、行フベカラズト定メタルニ非ズ。故ニ司法裁判所ノ外ニ或ヒハ登記事件ヲナサシムルモ、敢テ憲法



違反ニアラザルナリ。或ヒハ行政ニ關スル訴訟ヲ裁判セシムルモ、不可ナシ。況ンヤ權限爭議ヲ裁判セシムルヲヤ。斯クノ如ク司法裁判所ノ權限ハ、少ナクトモ司法裁判ヲナスベキコトヲ定ムルノミ、但シ行政訴訟ニ屬スベキモノハ此ノ限ニ非ラズ。

裁判官ノ適用スベキ法規ハ、法律ノミナリト限ルベカラズ。國家ノ發セル法規ナレバ、

註

命令ナルト、慣習法ナルトハ、敢テ問ハザルナリ。然レドモ命令中ニ或エハ訓令ヲ含マシムルトスレバ、是ハ例外ナリ。訓令ハ、モト官廳部内ノ諭示ニシテ法規ニアラズ。臣民ハ之ニ服従スベキ義務ヲ有スルニアラズシテ、官府内ニ於ケル監督ノ爲メニセル心得ナリ。故ニ訓令ハ裁判官ニ於イテ、之ヲ眼中ニ置カズシテ可ナリ。臣民亦之アルニ依リ



司法裁判所ノ適用スベキ法規

テ、何等ノ拘束ヲ受クルコトアルベカラザルナリ。次ニ裁判所ニアリテハ、憲法ノ適用ヲナシ得ルヤ、否ヤト云フニ、裁判所ハ、之ヲ爲シ能ハザルナリ。何トナレバ由來司法裁判所ハ、民事刑事ノ裁判ヲナスヲ以テ、立タル職務トス。而シテ憲法ハ、民事、列事ノ法ニアラザルナリ。外國ニ於イテハ、憲法ノ適用ニ付キ、相應ノ機關備ハルモノアレ

ド、我が國法否ラザルナリ。別ニ憲法ニ關シテハ、何等ノ定ムルトコロナシ。天皇之ガ執行ヲ監スルノ外、他ニ其適用ヲ云爲スルモノナシ。



イ、意義

裁判官ハ、天皇ノ官吏ナルヲ以テ、其ノ任命ハ、  
 一ニ天皇ノ意ニ基キ、憲法第十條ニ之ヲ定ムト  
 イヘドモ、同第五十八條ハ、持ニ裁判官タルモ  
 ノ、任用、資格、及ビ其ノ在官中ニ於ケル保障  
 ヲ規定セリ。是レ其ノ獨立ノ一端ニシテ、此ノ  
 保障アリテ始メテ剛直ナル裁判官ヲ得ベク、以  
 テ司法權ノ公平嚴正ナル實行ヲ見ルコトヲ得ベ  
 シ。凡ソ公平ナル裁判ヲ得ンニハ、其ノ意見ヲ  
 充分ニ貫カシメザルベカラズ。之ヲナスニハ、  
 其ノ在官中ハ、意思ニ反シテ、妄リニ免官セラ  
 レザルコトヲ保障スルノ必要アリ。是レ憲法ニ  
 明文ヲ以テ、獨立ノ一端ヲ示セル所以ナリ。

三、  
裁判官  
々職保  
障

然レドモ、常ニ免官スベカラズト云フニアラズ。  
 別ニ定メタル懲戒法ニ觸ル、カ、又ハ刑法上ノ  
 犯人トナリテ、刑ノ宣告ヲ受クルトキハ、其ノ  
 職ヲ免ゼラルベシ。故ニ裁判官ノ免職ハ、一ニ  
 法律ノ定ムル所ニ依ルノミ。

消極  
的制  
限

- 1、  
重罪ヲ犯シタル者  
但シ國事犯ニシテ  
復權シタル者ハ、  
此ノ限ニ非ズ。
- 2、  
定役ニ服スベキ  
輕罪ヲ犯シタル  
者。



1、任用制限

積極的制限

3、

身代限ノ處分ヲ受ケ、負債ノ義務ヲ免レザル者。

1、

三年以上帝國大學法科教授又ハ辯護士タルモノ。

2、

判檢事試験規則ニ基キ、第一回試験ニ及第シ、若クハ帝國大學（法律學科）卒業生ニシテ、司法官試補トナ

2、任用制限

リ、第二回競争試験ニ及第セルモノ。

判事ニシテ、職務上義務ニ違背シ、又ハ職務ヲ怠リタルトキ、或ヒハ官職上、威嚴又ハ信用ヲ失フベキ所爲アリタルトキハ、懲戒裁判所ニ於イテ、裁判ヲ以テ決定シ、懲罰ヲ科ス。其ノ懲戒裁判所ハ、隨時コレヲ開クモ、其ノ判事ハ、毎年、前以テ之ヲ定ム。各控



2、懲戒法

〔訴訟、大審院ニ之ヲ置ク。〕

1、譴責。

懲戒 2、減俸。

ろ、ノ種 3、轉所。

類 4、停職。

5、免職。

は、  
〔檢事ノ懲戒ハ、檢事長又ハ檢事總長之ヲ行フ。〕

に、  
〔被告ノ檢事ハ、十四日以内ニ控訴申立ヲナスコトヲ得。但シ職務停止ノ決定ニ對シテハ上訴ヲ許サズ。〕

註

憲法第五十八條ニ懲戒ノ處分ニ依ルノ外、其ノ職ヲ免ゼラル、コトナシトアリ。然ラバ、其ノ意ニ反シテ、職ヲ停メ、轉補ヲ行ヒ、又ハ減俸ヲ命ズルコトハ、憲法ノ精神ニ反スルコトナキヤ。此ノ精神ハ、機械的ニ免官ヲ許サルニアラズ。其ノ要ハ、裁判ヲシテ、公平剛直ニ行ハシメントスルニアリ。故ニ之ガ妨害トナルベキ判事ノ恐怖心ヲ生ゼシムベキ反意的轉所、轉官、減俸、停職等ハ、妄ニ之ヲ行ハシメザラント欲スルヤ、



明ケシ。唯、憲法ハ、事態ノ最モ重大ナル免職ヲ許サザルコトヲ定メタルナリ。而モ其ノ反對ニ以上ノモノハ、自由ニ爲スコトヲ許ストノ精神ニアラザルベシ。

豫算ハ、國家歳入歳出ノ準繩ニシテ、有效ナル收支ノ條件ナリ。即チ豫算ハ、毎年ノ收入、支出ヲナスニ必要ナル條件ニシテ、唯、財政計畫ノ準繩タルノミ。然ラバ、何故ニ政府ハ、豫算ニ依リテ、收支セザルベカラズヤト云フニ、是レ別ニ會計法規ノ存スルニ依ルヲ以テナリ。憲法上ノ豫算ニシテ成立スルモ、直ニ之ヲ命令スルニアラズ。政府ハ、會計法ニ基ク歳入、歳出ヲナスモノニシテ、豫算其ノモノノ活動ニアラズ。即チ豫算ハ、準繩タルニ止マルノミ。然レドモ豫算ハ、官吏ニ對スル天皇ノ命令ナリト論ズルモノアリ。是レ豫算ニ裁可アルヲ以テ、斯



豫算  
ノ性  
質

クノ如ク云フモノナルベシ。元來豫算ニ天皇ノ裁可ヲ要スルヤ、否ヤニ付テハ學者中異論アリ。或ヒハ曰ク、裁可ヲ待テ、官吏ハ之ニ適由スベシト。又或ヒハ曰ク、若シ豫算ニ裁可ナケレバ、成立セズトセバ、第六十七條ニ於イテ、豫算ノ一部ニ對シ、政府ノ同意ヲ必要トシタル理由ヲ知ルコト能ハズ。之ニ由リテ、之ヲ觀ンバ、豫算ニハ、裁可ヲ要セズト。然ラバ、其ノ何レノ說ヲ可トスベキヤ、後說ニ贊成セントス。憲法ハ、何レノ條項ニ於イテモ、天皇ハ、豫算ヲ裁可シ、公布スルコトヲ規定セズ。然ルニ其ノ裁可ヲ要スト云フハ、其ノ基クトコロ何レニ在ル

ヤ。且ツ論者ノ云ヘルガ如ク、第六十七條ハ、豫算ノ一部ニ付法令ノ許ス範圍内ニ於イテ、政府ノ同意サヘアルトキハ、議會ハ、既定ノ歲出ヲ削減スルコトヲ得ベシ。若シ裁可ヲ要ストセバ、何ゾ必ズシモ其ノ一部ニ對シテ、政府ノ同意ヲ表スルコトヲ要センヤ。其ノ一部サヘ同意スルトキハ、他ノ部分ト共ニ總豫算ハ、有效ニ成立スベキコトヲ豫見スルモノナリ。故ニ曰ク、豫算ニハ、裁可ヲ要セズト。然レドモ、裁可アルモ、別ニ何等ノ不可アルコトナシ。之アリテ別ニ國法上、效力ヲ増スニアラズ。之ナクシテ其ノ成立ニ害アルニアラズ。裁可スルモ公布ス



ルモ、唯無意味ニシテ終ルノミ。

編成ハ、會計規則ノ定ムルト

コロナリト雖モ、憲法上其ノ

大綱ヲ定ムルヲ見ルニ、豫算

ハ、一年間ニ於ケル收入支出

ヲ豫算セルナリ。

豫算ハ、事業ノ計畫ニアラズ、

財政ノ計畫ナリ。

收支ハ、一年間ニ於ケル全體

ヲ云フ。即チ總豫算ヲ以テ、

憲法ニハ豫算ト稱ス。故ニ、

追加豫算ノ全部ト相合シテ、

豫算ヲナス。

收入、支出ハ、トモニ經常ト臨

時トノ二者ニ別ツ。此ノ二者

ハ、更ニ款項ニ分ツ。款項ハ、

流用ヲ許サザレバ其ノ區別

ハ、重要ナリ。從テ大藏大臣

コレヲ定ムルモノトス。

支出ニ關シテハ、豫備費ヲ設

クベシ。之ヲ以テ、豫算外ノ

支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充

テングタメナリ。

繼續費、皇室費ノゴトキハ、

豫算ノ編成ト不成立

1、編成

に

ほ



三、豫算

2、立ノ不成  
場合

へ、

之ヲ掲グルコトヲ要ス。唯議會ノ容喙ヲ許サザルノミ。

い、

議會ノ解散セラレタルガタメニ、議スルコト能ハザル場合。

ろ、

政府ノ提出期ヲ失セル場合。

は、

議會ハ、之ヲ議セシモ、政府トノ意見、衝突シテ、協賛ナラザル場合。

に、

兩院確執シテ圓滿ナル協賛成ラザル場合。  
前年度ノ豫算ヲ踏襲スル

ほ、結果

コトハ、憲法第七十一條ノ規定スルトコロナリ。是ハ、前年度ノ豫算ヲ以テ、本年度ノ豫算トスルノミ。故ニ如何ナル事情ニ際會スルモ、政府ハ、財政上ニ非常ナル困難ヲ來タシ、國家ノ經理ヲ誤ルコトナシ。

1、

豫算不成立ノ場合ニハ、前年度ノ豫算ヲ用フベキコトハ、憲法第七十一條ノ規定ナリ。故ニ前年度豫算ノ全ク存セザルコ



ハ、效力

トナシ。

重ナル效果ハ、支出ヲ制限スルニアリ。収入ハ、豫定ノ金額ヲ超過スルコトヲ得レドモ、支出ハ、特別手續ニ依ルノ外、之ヲ爲スベカラズ。其ノ金額ハ、定メタル目的ノ外ニ支出スベカラズ。

豫算ヲ超過シ、又ハ豫算外ニ支出スルコトアルハ、國家事業ノ爲メ、又ハ、生存ノ爲メニ、當サニ免ルベカラザルコトアルベシ。元來國家ノ經常收入ハ、議會ノ協賛ヲ經ベキヲ以テ、原則トスレドモ、斯ル場合ハ、爲シ能ハザルモノナレバ、事後議會ノ承諾ヲ經ベシトス。議會ノ承

ニ、外支 豫算 出

諾アルトキハ、其ノ支出ニ對スル責ヲ免レ、議會ハ超過シタル場合、又ハ豫算外支出ヲナシタル事項、時機及ビ費額ノ果シテ正當ナルヤ、否ヤヲ監督セントス。豫算ノ款項ハ、流用ヲ許サザルハ、會計法ノ規定ナリ。款ハ、項ノ費額ヲ合算セルモノニシテ、各項ノ費額ハ、之ヲ他項ニ用フベカラズ。從テ其ノ款内ノ總額ニテ、彼此流用スルコトヲ許サズ。其ノ超過支出ヲナセルトキハ、承諾ヲ受クルヲ要ス。豫算外支出トハ、費目ナキ支出ナリ。故ニ超過ト云ハズ、外

思フニ法律上、貴衆兩院ハ、其ノ間ニ於イテ、

論

各



衆議院ノ先議權

議會ニ效果ヲ異ニスルニアラズト雖モ、衆議院ハ、主トシテ、租稅其ノ他手數料等ノ納入者ヨリ選舉セラレ、若クハ親シク是等ニ接シテ、其ノ事情ヲ詳ニスルモノナレバ、經費ノ増加ハ、歲入ニ至大ナル關係ヲ有シ、直接ニ人民ノ頭上ニ影響スル結果ヲ明ラカニスルヨリ、先ヅ是等ノ議員ヨリ成レル衆議院ニ先議權ヲ與ヘテ、充分政府ト討議セシメ、歲出入ノ當否ヲ審査セシメントス。サレバ、貴族院ハ、自然其ノ議決ヲ重ンシ、妄リニ之ヲ修正セズ。却テ前議ヲ詳ニシテ、公平ナル討議ヲナスベシト信ゼルニ依ルナルベシ。之ヨリ政治上ニ於ケル理由ニシテ、

法律上、別ニ効果ヲ異ニスルニアラズ。



三三、國庫ト  
國有財  
產

イ、國庫

國家ハ、命令權ノ主體ナリ。又同時ニ財產權上ニ於ケル主體ナリ。財產權ノ主體トシテ見ル國家ヲ指シテ、國庫ト云フ。故ニ國庫ハ、私人ト等シク、私法ノ規定ニ支配セラル、ナリ。命令權ノ主體トシテハ、私權ハ、國家ニ對抗セザルヲ常トスレドモ、國庫タル私人ニハ、私權ハ、對抗スルコトヲ得ベシ。

1、收益  
財產

國家ノ收入ヲ目的トシ、國家ハ、多少之ニ依リテ、支出ヲナスコトヲ得ベシ。此ノ財產ヲ管理、購求、賣却スルト、否トノ如キハ、財政上ノ利害關係重大ナルヲ以テ、主トシテ大

ロ、

國有  
財產

2、公用  
財產

藏省ヲシテ、其ノ處理ノ任ニ當ラシメ、又特ニ或ル官府ヲシテ爲サシムルコトアリ。  
直接ニ公用ノ目的ニ供用スルモノヲ云フ。其ノ主タル目的ハ、公共ノ用ニ供セシメントスルナリ。從テ之ヲ取得賣却シ、又ハ管理スルニハ、各官府行政ノ目的ニ應ジテ之ヲナスベシ。其ノ財產ノ處分ヨリ生ズル收入ハ、豫算ヲ以テ、議會ノ協賛ヲ經ルコトヲ要ス。



1、意義

憲法第一章ニ規定セル天皇親裁ノ政務ヲ處理スルガ爲メニ發スルトコロノ命令、處分乃至ハ、條約等ニ基キテ、支出スル歲出ノ謂ニシテ、其ノ既定ト云フニ付テハ、異論アリ。或ヒハ前年度豫算ノ定ムル所ト云ヒ、或ヒハ憲法ノ制定前、既ニ定マレルモノト云ヒ、或ハ歲出ノ前定マリタル命令及ビ條例ニ基キテ、其ノ金額ノ定マルモノ及ビ假令定マラズトモ、之ニ必要ナリト政府ノ認ムル費額ヲ稱シテ、既定ト云フト論ズルモノアリ。

口、

憲法上ノ大權ニ基ケル既定ノ歲出

2、

其ノ例

然レドモ、既定ト云フハ、其ノ前年度ノ豫算ニ存スルト否トヲ問ハズ、苟モ豫算提議ノ前、既ニ命令若クハ條約ニ依テ、其ノ金額ノ定マレルモノ及ビ前年度ノ豫算ニ示シタル金額ヲ云フモノナリト解ス。

其官衙ニテ、新置ノ官制ヲ發シ、之ニ伴フ俸給額ノ勅令ヲ發セラレタリトセバ、其ノ費額ハ、既ニ定マレルモノナリ。若シ其ノ官制ノ發布ノミニシテ、俸給額其ノ他、經費ノ定マラザルトキハ、議會ハ、自由ニ討議



三四、議定權ノ例外

3、種類

スルコトヲ得ベシ。之ニ反シテ、既ニ定マレバ、政府ノ同意ナクシテハ、其ノ廢除ハ、元ヨリ削減ヲモ議スベカラザル結果ヲ生ズ。

い、文武官ノ俸給。  
ろ、文官退官賜金。  
は、陸海軍軍費。  
に、憲兵費。  
ほ、屯田兵費。  
へ、賞勳年金。  
と、褒賞費。

ち、條約ニ依ル支出。

法律ノ結果ニ依リテ政府ノ義務ニ出スル歳出

法律ノ上ニ屬スル政府ノ義務ニ出スル歳出

- 1、意義
- 2、其ノ例
- 1、意義
- 2、費用

り、各廳費及ビ經常修繕費。  
法律ノ支出ヲ目的トスル爲メ、其ノ執行ノ結果、支出スベキ歳出ナリ。

帝國議會費、裁判所費、恩給扶助料、會計検査院費等。  
私法上政府ノ債務ニ屬スル歳出ヲ云フ。

い、公債償還ノ利子。  
ろ、雇外國人ノ俸給。  
は、諸會社ニ附與スベキ補助金。  
に、利子保證。



ほ、國庫金取扱費。  
 へ、法律上ノ賠償及ビ訴訟費。  
 と、預金ノ利子。  
 ち、神社費。

細表  
 註解  
 帝國憲法  
 終

附錄

○五ヶ條御誓文

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
  - 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
  - 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲ倦サラシメンコトヲ要ス
  - 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
  - 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力



セヨ

戊辰三月 御諱

勅意宏遠誠ニ以感銘ニ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ヘカラ  
ス臣等謹テ叡旨ヲ奉體シ死ヲ誓ヒ黽勉從事冀クハ以テ宸襟ヲ安シ  
奉ラン

總裁

公卿

諸侯

○明治十四年十月(廿二)詔勅

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解ノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一  
ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政躰ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期

ス嚮ニ明治八年元老院ヲ設ケ十一年府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ  
序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ルハナシ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセヨ  
顧ミルニ立國ノ躰國各宜キヲ殊ニス非常ノ事實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗  
昭臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揭ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕  
カ躬ニ在リ將ニ明治廿三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成  
サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ計畫ノ責ニ當ラシム其組織  
權限ニ至テハ朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス朕惟フニ人心  
進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動キ竟ニ大計ヲ遺ル是宜ク今ニ及テ  
謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故ラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ  
煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ明言シ爾有  
衆ニ諭ス



告文

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ



憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス  
 惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ  
 朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス  
 帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ